

令和6年度

# 公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課



# 目 次

## I 公共用水域水質測定計画

1	目 的	1
2	測定機関	1
3	測定地点	1
4	測定項目	1
5	測定方法	2
6	測定回数	2
7	測定機関	2
8	測定結果報告	2
9	公表	2
10	その他	2
	令和6年度公共用水域水質測定計画概要	3
	令和6年度公共用水域水質測定計画総括表	4
	別表1 令和6年度公共用水域水質測定計画	8
	(1) 伊豆水域(河川、湖沼)	8
	(2) 伊豆沿岸水域(海域)	8
	(3) 鮎沢川水域(河川)	10
	(4) 狩野川水域(河川)	10
	(5) 田子の浦水域(河川)	12
	(6) 富士川水域(河川、湖沼)	14
	(7) 奥駿河湾水域(河川)	14
	(8) 奥駿河湾水域(海域)	16
	(9) 西駿河湾水域(海域)	16
	(10) 静岡水域(河川)	18
	(11) 志太水域(河川)	18
	(12) 大井川水域(河川)	20
	(13) 榛南小笠水域(河川)	20
	(14) 太田川水域(河川)	22
	(15) 天竜川水域(河川、湖沼)	22
	(16) 馬込川水域(河川)	22
	(17) 浜名湖水域(河川、湖沼、海域)	24
	(18) 梅田川水域(河川)	26
	(19) 遠州灘水域(海域)	26
	別 図 公共用水域水域別測定地点	28
	別表2 公共用水域水質測定方法等	51
	別表3 公共用水域水質測定結果表	53
	参考資料	54

## II 地下水の水質測定計画

1	目 的	69
2	測定期間	69
3	測定地点	69
4	測定項目	70
5	測定方法	70
6	測定回数	70
7	測定機関	70
8	測定結果報告	70
9	公表	71
10	その他	71
	令和6年度地下水の水質測定計画総括表	72
	別表1 令和6年度地下水の水質測定計画	75
	(1) 環境モニタリング	75
	(2) 定点モニタリング	77
	別表2 地下水の水質測定方法等	80
	別表3 地下水の水質測定結果表	81



# I 公共用水域水質測定計画



# 令和6年度 公共用水域水質測定計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項及び第2項の規定により、静岡県の区域に属する公共用水域の水質の状況を測定するため、必要な事項を定めたものである。

## 2 測定期間

令和6年4月から令和7年3月まで

## 3 測定地点

測定地点は、別表1に記載されている地点とする。

河川、湖沼、海域別の測定地点数は、次のとおりである。

区分	河川等数	測定地点数			
		環境基準地点数	補助地点数	その他	合計
河川	76	64	16	38	118
湖沼	4	2	1	2	5
海域	5	54	4	0	58
計	85	120	21	40	181

## 4 測定項目

(1) 各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。

区分	項目名
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、ニルフェール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層DO
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン
特殊項目	銅、クロム
その他の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、塩素イオン その他要監視項目

(2) 流量観測は、原則として採水時に採水地点において測定する。ただし、流量観測が困難な水域については、他の公共機関で行っている流量測定値をもって替えることができる。

## 5 測定方法

### (1) 採水時期

採水日前、晴天が続き、水質状態が安定している日を選んで採水する。

### (2) 採水部位

河川については、原則として流心とする。

海域及び湖沼については、別表 1 の各水域ごとに記載されている部位とする。

### (3) 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

## 6 測定回数

別表 1 に記載されている回数を測定する。

## 7 測定機関

別表 1 に記載されている調査担当機関とする。

## 8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、当該日までの報告が難しい場合には、別途報告期限を設定するものとする。

なお、健康項目について、水質環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

また、要監視項目の報告については、別途定める。

## 9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果は、年 1 回以上公表するものとする。

## 10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。



# 令和6年度 公共用水域水質測定計画概要

## 1 測定地点及び測定項目について

19 水域、181 地点で測定し、延数は生活環境項目 12,127、健康項目 5,257、特殊項目 371、その他項目 5,171、合計 22,926 項目である。

年 度	令和6年度	令和5年度	増減
水 域 数	19	19	0
測 定 地 点 数	181	181	0
項 目 数	生活環境項目	11,827	300
	健康項目	5,257	0
	特殊項目	371	0
	その他項目	4,839	332
	合 計	22,926	22,294

<参考>測定機関ごとの測定地点及び測定項目

測 定 機 関	国土交通省	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	静岡県・浜松市	合計
水 域 数	6	15	4	4	4	2	1	-
測 定 地 点 数	24	90	16	19	5	20	7	181
項 目 数	生活環境項目	2,095	4,623	1,024	1,198	228	1,743	12,127
	健康項目	680	1,620	676	1,152	184	505	5,257
	特殊項目	51	140	56	72	12	24	371
	その他項目	390	1,949	450	524	65	449	5,171
	合 計	3,216	8,332	2,206	2,946	489	2,721	3,016

## 2 令和5年度計画からの変更点

- ・国土交通省、静岡県、静岡市、富士市、沼津市は新たにPFOS及びPFOAを年1回測定する。(国土交通省：18 地点、静岡県：33 地点、静岡市：10 地点、富士市：4 地点、沼津市：1 地点)
- ・静岡県が新たに大腸菌数の測定を実施。(計77 地点、年4回)
- ・静岡市が、新たに10 地点で要監視項目(クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガ、ウラン)を年1回測定。
- ・浜松市が馬込川茄子橋において、大腸菌数の測定を年6回実施する。
- ・富士市が岳南排水路沼川吐口、4号管末端マンホール及び5号管末端マンホールでの硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の測定回数を1回から2回に変更する。

令和6年度 公共用水域水質測定計画総括表

番号	水域名	測定地点数	年間延採水回数				項目数					調査担当機関
			通年	通日	一般	合計	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他の項目	合計	
1	伊豆水域 (河川、湖沼)	11	72	-	24	96	493	192	24	158	867	静岡県
2	伊豆沿岸水域 (海域)	11	-	-	132	132	474	-	-	132	606	静岡津市
3	鮎沢川水域 (河川)	2	24	-	-	24	114	35	4	30	183	静岡県
4	狩野川水域 (河川)	14	156	-	12	168	981	332	22	207	1,542	国土交通省 静岡県
5	田子の浦水域 (河川)	13	156	13	-	169	892	399	12	226	1,529	静岡県 静岡市 富士市
6	富士川水域 (河川、湖沼)	5	48	-	8	56	358	96	9	103	566	国土交通省 静岡県
7	奥駿河湾水域 (河川)	10	-	-	66	66	574	440	32	291	1,337	静岡津市
8	奥駿河湾水域 (海域)	18	72	-	276	348	1,401	297	28	377	2,103	静岡県 静岡市 津市
9	西駿河湾水域 (海域)	11	-	-	148	148	613	205	20	152	990	静岡県
10	静岡水域 (河川)	6	36	-	22	58	462	250	20	160	892	国土交通省 静岡市
11	志太水域 (河川)	8	72	-	8	80	389	232	16	118	755	静岡県
12	大井川水域 (河川)	5	36	-	8	44	273	133	12	55	473	国土交通省 静岡県
13	榛南小笠水域 (河川)	13	120	-	18	138	762	334	32	164	1,292	国土交通省 静岡県
14	太田川水域 (河川)	10	84	-	12	96	473	196	24	127	820	静岡県
15	天竜川水域 (河川、湖沼)	8	48	-	18	66	451	367	28	147	996	国土交通省 浜松市
16	馬込川水域 (河川)	3	24	-	6	30	206	198	12	66	482	浜松市
17	浜名湖水域 (河川、湖沼、海域)	26	576	-	42	618	2,930	1,449	64	2,570	7,013	静岡県 浜松市
18	梅田川水域 (河川)	1	-	-	4	4	24	29	4	8	65	静岡県
19	遠州灘水域 (海域)	6	-	-	72	72	254	73	8	80	415	静岡県 浜松市
合計		181	1,524	13	876	2,413	12,127	5,257	371	5,171	22,926	

河川、海域、湖沼における通年調査、一般調査、通日調査は次の測定回数、測定頻度とする。

河川

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年24回	毎月1回1日2回採水
一般調査	年8回	1日1回採水
	年6回	1日1回採水
	年4回	1日1回採水
通日調査	年1回	2時間間隔1日13回採水

海域

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水（2層、3層、4層、6層）
一般調査	年4回	1日1回採水（3層、4層）

湖沼

通年調査	年12回	毎月1回1日1回採水
	年12回	毎月1回1日1回採水（2層）
一般調査	年4回	1日1回採水（2層）









(3) 船沢川水城 (河川)		地 点 番 号	環 境 基 準 部 類 型	採 取 回 数	生 活 環 境 項 目											健 康																	
測定地点名	採 取 回 数				H	O	D	D	S	数	素	煙	船	ノ ル ン グ	L	既 設	小計	カ ド ウ	全 シ ア ウ	六 船 口	砒 素	鉛	水 銀	ア ル キ ル	P C	四 基 化 炭 素	1、 2 ジ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン
19	船沢川 県境	A	流心	1	12	12	12	12	4	2	2	1	1	1	59	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	# 竹の下えん堤	A	流心	1	12	12	12	12	4	2	2	1	1	1	55																		
	小計(2測点)			2	24	24	24	24	8	4	4	2	2	2	114	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(4) 狩野川水城 (河川)		地 点 番 号	環 境 基 準 部 類 型	採 取 回 数	生 活 環 境 項 目											健 康																	
測定地点名	採 取 回 数				H	O	D	D	S	数	素	煙	船	ノ ル ン グ	L	既 設	小計	カ ド ウ	全 シ ア ウ	六 船 口	砒 素	鉛	水 銀	ア ル キ ル	P C	四 基 化 炭 素	1、 2 ジ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1、 1 ト リ ク ロ ロ エ タ ン
21	狩野川 瑞洋橋	AA	流心	1	12	12	12	12	4	1	1	1	1	59																			
22	# 大仁橋	AA	流心	1	12	12	12	12	4	4	4	4	4	92	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23	# 千歳橋	(AA)	流心	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	36																			
24	# 徳島橋	AA	流心	1	12	12	12	12	12	1	12	4	4	82	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25	# 岩瀬橋	AA	流心	1	12	12	12	12	12	4	4	12	4	92	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
181	林田川 林田橋		流心	1	12	4	12	4	12	4	4	4	4	56																			
169	米光川 大上肥橋	A	流心	1	12	12	12	12	4	1	1	1	1	55																			
176	# 蛇ヶ橋	AA	流心	1	12	12	12	12	12	4	4	12	4	4	92	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
171	大徳川 由深橋	A	流心	1	12	12	12	12	4	1	1	1	1	55																			
27	# 月見橋	(A)	流心	1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	23	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
28	# 塚本橋	A	流心	2	24	24	24	24	12	4	4	12	4	4	110	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
29	黄瀬川 かゆつぼの橋	A	流心	1	12	12	12	12	4	1	1	1	1	55	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
30	# 黄瀬川橋	A	流心	2	24	24	24	24	12	4	4	12	4	4	110	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
188	杉木川 小原梨産		流心	1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	8																			
	小計(14測点)			168	168	164	29	168	96	29	28	85	29	29	981	14	10	24	10	16	10	0	6	10	10	10	10	10	10	10	10	10	

(注) 環境基準型のカッコは、補助地点を示す。



シ	チ	ベ	セ	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ	ほ	1	ク	その他の項目										調
									小計	洞	口	小計	ア	血	硝	毒	塩	(要監視項目)PFOS及びPFOA	
1	1	1	2	2	2	2	1	35	2	2	4	2	2	2	12	1	17	115	静岡県
1	1	1	2	2	2	2	1	35	2	2	4	2	2	24	2	30	183	静岡県	

シ	チ	ベ	セ	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふ	ほ	1	ク	その他の項目										調
									小計	洞	口	小計	ア	血	硝	毒	塩	(要監視項目)PFOS及びPFOA	
															12	1	13	68	静岡県
1	1	1	1	4	1	2	2	32	1	1	2	12	4	4	4	1	25	151	静岡県
								4				4					8	48	静岡県
1	1	1	1	4	1	2	2	33	2	1	3	4	4	4	1	10	128	静岡県	
1	1	1	1	4		2	2	30	1	1	2	4	4	4	12	1	25	119	静岡県
						2		5				12			4		16	77	静岡県
1	1	1	2	2	2	2	1	23				2	2	2	12	1	17	96	静岡県
1	1	1	1	4	2	2	2	33	1	1	2	4	4	4	4	1	17	144	静岡県
1	1	1	2	2	2	2	1	23				2	2	2	12	1	17	96	静岡県
1	1	1	2	2	2	2	1	35	2	2	4	2	2	4		9	70	静岡県	
1	1	1	1	4	2	2	2	34	2	1	3	4	4	4	4	1	17	149	静岡県
1	1	1	2	2	2	2	1	35	2	2	4	2	2	2	12	1	17	111	静岡県
1	1	1	1	4	2	2	2	33	1	1	2	4	4	4	4	1	17	192	静岡県
								4									0	20	静岡県
10	10	10	14	32	20	20	16	332	12	10	22	44	32	32	0	89	10	2071	542





(6) 富士川水城 (河川、湖沼)		環境	採	1	生活環境											健康																
地	点				F	P	D	B	C	S	大	全	全	ノ	L	既	カ	全	六	硫	ア	P	四	1	1	シ	1	1	ト	テ	1	チ
		生	活	環																												
44	富士川	北松野	(A)	流心	1	12	12	12	2	12	4	4	4	12	74																	
45	#	富士川橋	A	流心	1	12	12	12	11	12	12	12	2	4	113	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
167	芝川	横手萩橋	AA	流心	1	12	12	12	12	4			1	1	55																	
168	#	志富橋	A	流心	1	12	12	12	12	4	2	2	1	1	59	2	2	2	2													
168	田貫湖	湖心	2層	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	1	1	57																	
小計 (5測点)						56	56	56	21	56	24	26	26	26	4	7	358	3	1	3	1	4	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3

(注) 1 採水部位の2層は、表層-0.5m、下層-2.0mを示す。  
 2 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。

(7) 奥懸河湧水城 (河川)		環境	採	1	生活環境											健康																	
地	点				F	P	D	B	C	S	大	全	全	ノ	L	既	カ	全	六	硫	ア	P	四	1	1	シ	1	1	ト	テ	1	チ	
		生	活	環																													境
196	巴川	巴大橋	(C)	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	2	2	58	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
49	#	区郷巴川橋	C	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	2	2	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
50	飯原川	飯原川橋	C	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	2	2	54	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
51	興津川	八幡橋	AA	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	2	2	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
52	#	浦安橋	AA	流心	1	8	8	8	8	8	8	8	2	2	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
53	由比川	由比川本橋	A	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	2	2	54	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
183	#	入山橋	A	流心	1	4	4	4	4	4	4	4	2	2	36	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
51	新中川	間門橋	A	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	2	2	36	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
53	飯原川	飯原川橋	A	流心	1	6	6	6	6	6	6	6	2	2	32	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
小計 (10測点)						66	66	66	34	66	33	38	38	12	12	574	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	

(注) 1 環境基準類型のカッコは、補助地点を示す。  
 2 平成14年度から地点番号50の測定地点を、一養橋から飯原川橋に変更した。(河川改修工事により採水地点として不適当となったため)





日 特 殊 項 目										そ の 他 の 項 目				調 査 担 当 機 関			
シ	チ	ベ	セ	ホ	1	ク	ア	硝	硝	塩	塩	塩	塩	小計	合計		
ン	オ	ン	レ	ウ	ジ	ム	ン	酸	酸	性	性	性	性				
マ	カ	ゼ	ル	窒	オ		ニ	性	窒	窒	窒	窒					
ン	ン	ン	ン	素	キ		テ	窒	窒	窒	窒	窒					
ン	ン	ン	ン	素	サ		窒	窒	窒	窒	窒	窒					
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡市	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
1	1	1	2	2	1	29	2	2	4	2	2	12	16	92		静岡県	
2	2	2	2	2	2	48	2	2	4	2	2	36	48	239		富士市	
2	2	2	2	2	2	48	2	2	4	2	2	36	48	239		富士市	
												24	24	122		富士市	
												24	24	122		富士市	
2	2	2	2	2	2	42	2	2	4	2	2	24	28	172		富士市	
												24	24	122		富士市	
												24	24	122		富士市	
9	2	2	2	2	2	42	2	2	4	2	2	24	28	172		富士市	
												24	24	122		静岡市	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	108		沼津市	
13	13	13	13	13	13	297	14	14	28	14	14	345	1	377	2,103		

日 特 殊 項 目										そ の 他 の 項 目				調 査 担 当 機 関			
シ	チ	ベ	セ	ホ	1	ク	ア	硝	硝	塩	塩	塩	塩	小計	合計		
ン	オ	ン	レ	ウ	ジ	ム	ン	酸	酸	性	性	性	性				
マ	カ	ゼ	ル	窒	オ		ニ	性	窒	窒	窒	窒					
ン	ン	ン	ン	素	キ		テ	窒	窒	窒	窒	窒					
ン	ン	ン	ン	素	サ		窒	窒	窒	窒	窒	窒					
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡市	
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡市	
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡市	
1	1	1	2	2	1	29	2	2	4	2	2	12	16	92		静岡県	
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡県	
2	2	2	2	2	2	44	2	2	4	2	2	12	16	142		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
												12	12	55		静岡県	
9	9	9	10	10	9	205	10	10	20	10	10	132	152	990			





品名	単位	数量	備考	その		の		他		の		項目	備考
				小計	小計	小計	小計	小計	小計				
シオベセ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マベン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ジカゼ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ンブル	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
硝酸性窒素	kg	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
りん酸	kg	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ほろ	kg	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計		34	2	1	3	12	4	4	4	4	4	4	4
アンモニア性窒素	kg	12	2	1	2	12	4	4	4	4	4	4	4
硝酸性窒素	kg	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2
硫酸性窒素	kg	8	2	2	2	8	2	2	2	2	2	2	2
塩素	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）クロロホルム	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）イソキサチオン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）イソプロチオラン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）ダイアジン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）プロピザミド	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）E.P.N	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）クロロニトロソエン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）イプロベンホス	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）メノプロカルブ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）ジクロルボス	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）トルエン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）キシレン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）メソジチン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）ニッケル	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）フェニルシロキシルキレン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）エトクロロピリン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）全マンガ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）P.F.O.S及びP.F.O.A	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		250	11	9	20	12	18	18	28	3	3	3	3

品名	単位	数量	備考	その		の		他		の		項目	備考
				小計	小計	小計	小計	小計	小計				
シオベセ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マベン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ジカゼ	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ンブル	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ン	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
硝酸性窒素	kg	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
りん酸	kg	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ほろ	kg	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計		23	2	1	3	12	4	4	4	4	4	4	4
アンモニア性窒素	kg	12	2	1	2	12	4	4	4	4	4	4	4
硝酸性窒素	kg	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2
硫酸性窒素	kg	8	2	2	2	8	2	2	2	2	2	2	2
塩素	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（要監視項目）P.F.O.S及びP.F.O.A	kg	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		232	8	8	16	16	16	16	80	6	118	755	















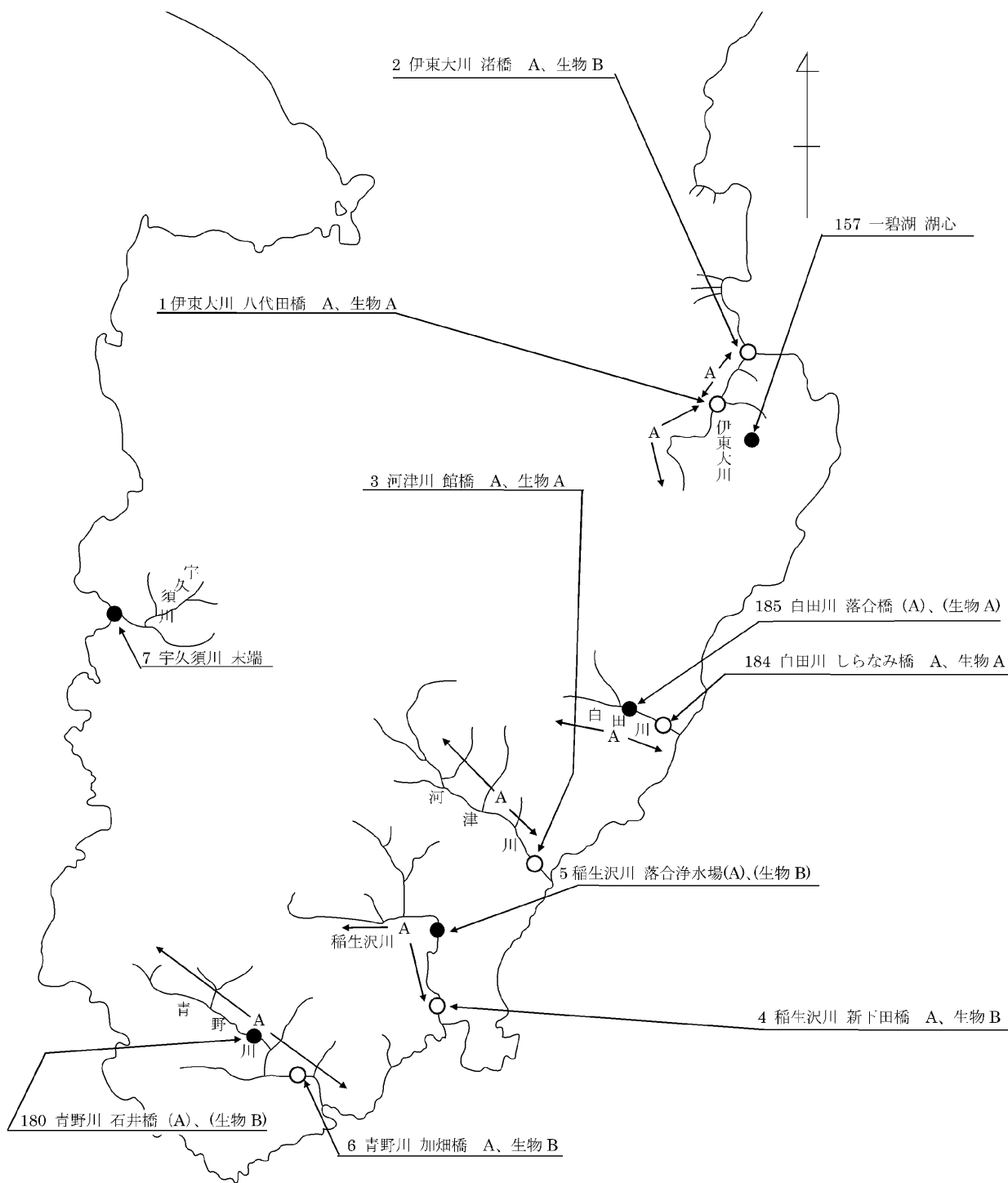


日 時 殊 項 目										そ の 他 の 項 目				調						
シ	チ	ベ	セ	ホ	ほ	1		ク		ア	血	硝	毒	塩						
ン	オ	ン	レ	ウ	う	ジ	小計	調	口	小計	ニ	酸	性	性	イ	小計	合	計		
マ	ン	カ	ゼ	ル	ン	ン					ア	性	性	性	オ					
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン					素	素	素	素	ン					
1	1	1	2	2	2	1	29	2	2	4	2	2	4	8	65					
1	1	1	2	2	2	1	29	2	2	4	2	2	4	8	65					

日 時 殊 項 目										そ の 他 の 項 目				調						
シ	チ	ベ	セ	ホ	ほ	1		ク		ア	血	硝	毒	塩						
ン	オ	ン	レ	ウ	う	ジ	小計	調	口	小計	ニ	酸	性	性	イ	小計	合	計		
マ	ン	カ	ゼ	ル	ン	ン					ア	性	性	性	オ					
ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン					素	素	素	素	ン					
															12	12	55			静岡県
1	1	1	2	2	2	1	29	2	2	4	2	2	4	12	16	92				静岡県
															12	12	55			静岡県
1	1	1	1	1	1	1	22	1	1	2	1	1	1	12	14	79				浜松市
1	1	1	1	1	1	1	22	1	1	2	1	1	1	12	14	79				浜松市
															12	12	55			静岡県
3	3	3	4	4	4	3	73	4	4	8	4	4	4	72	80	415				

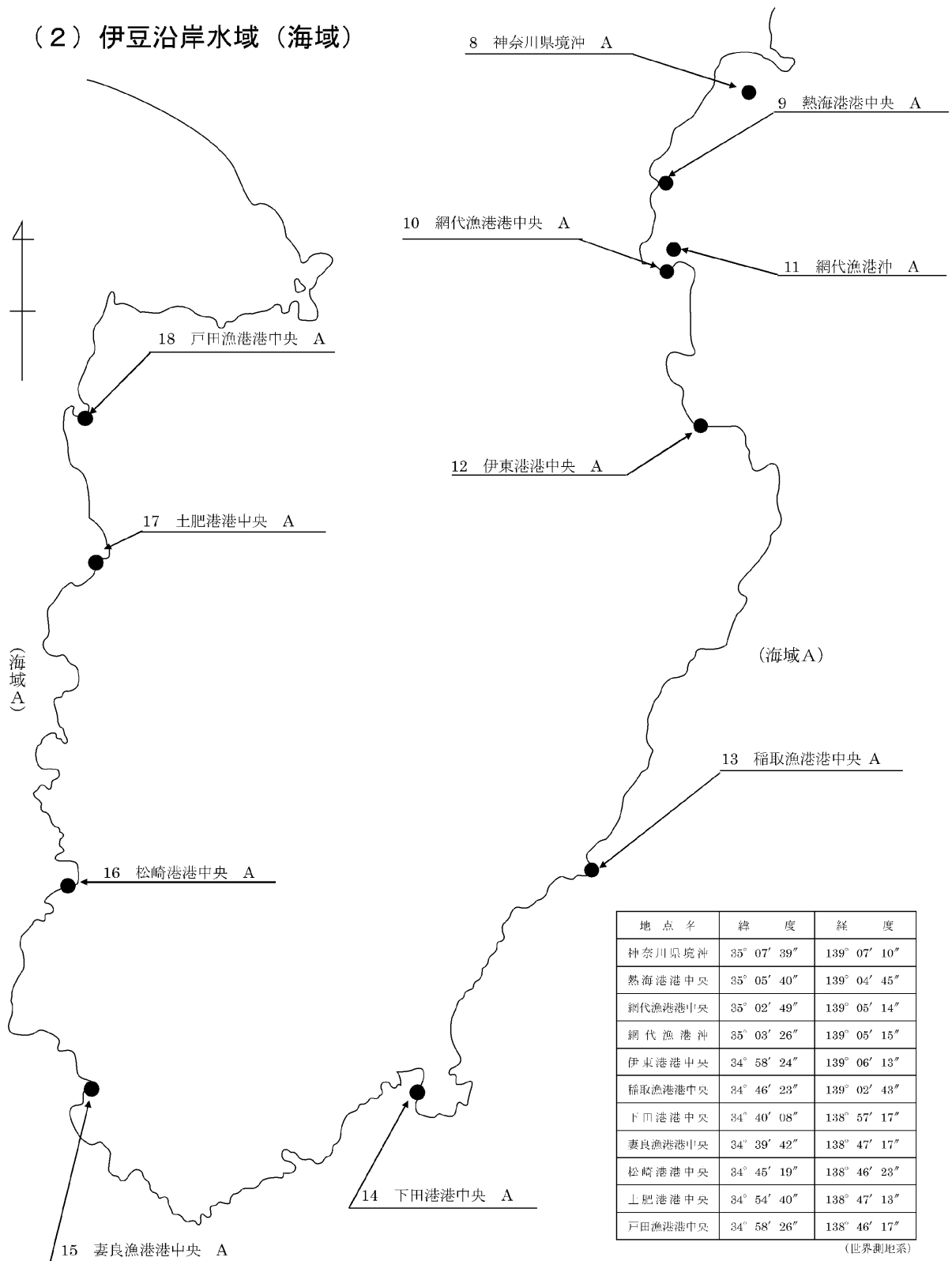
# 別図 公共用水域 水域別測定地点図 (令和6年4月1日時点)

## (1) 伊豆水域 (河川、湖沼)



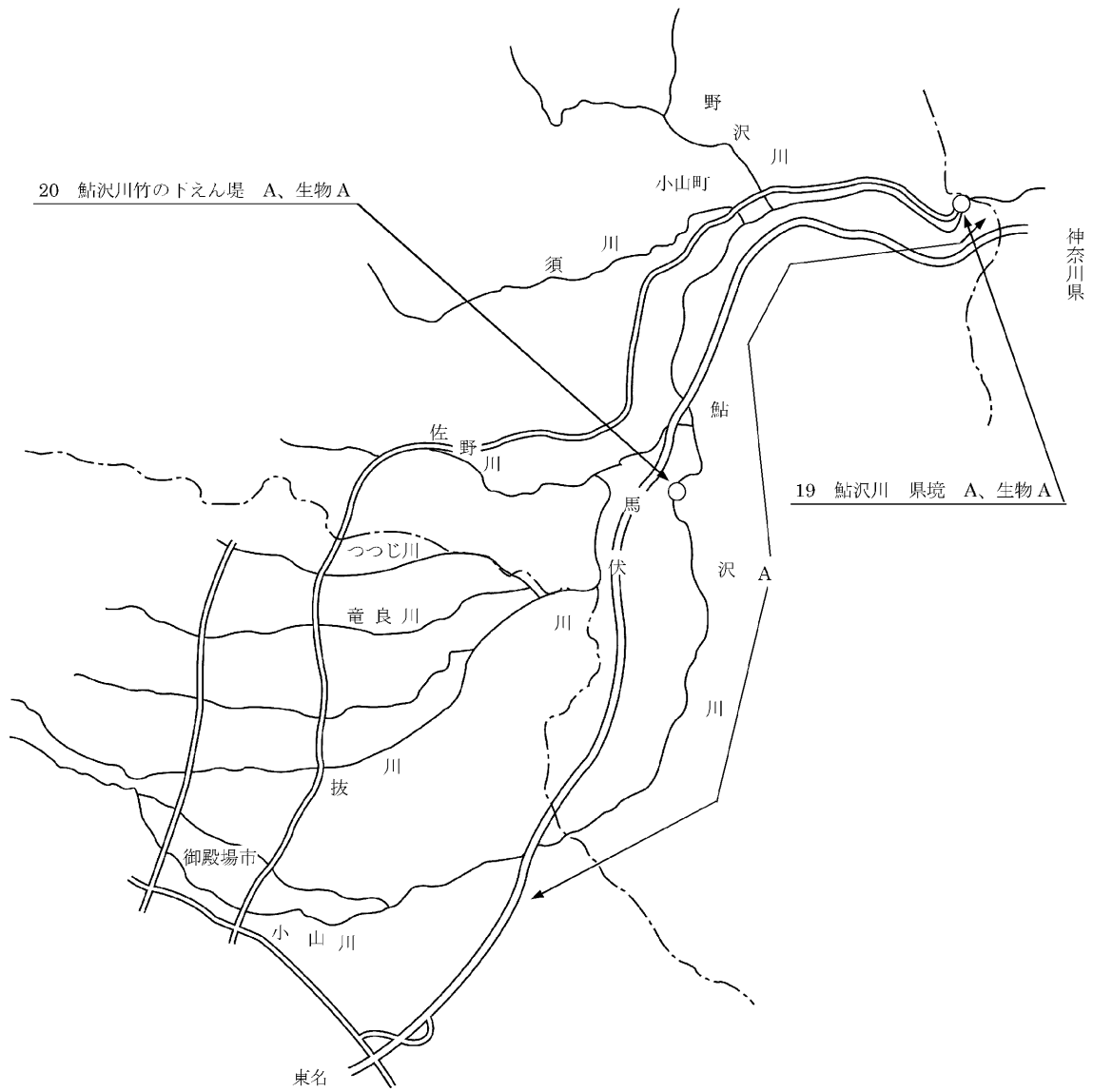
○は、通年調査 (毎月) を示す。  
 ●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右の A、生物 A~B は環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

(2) 伊豆沿岸水域 (海域)



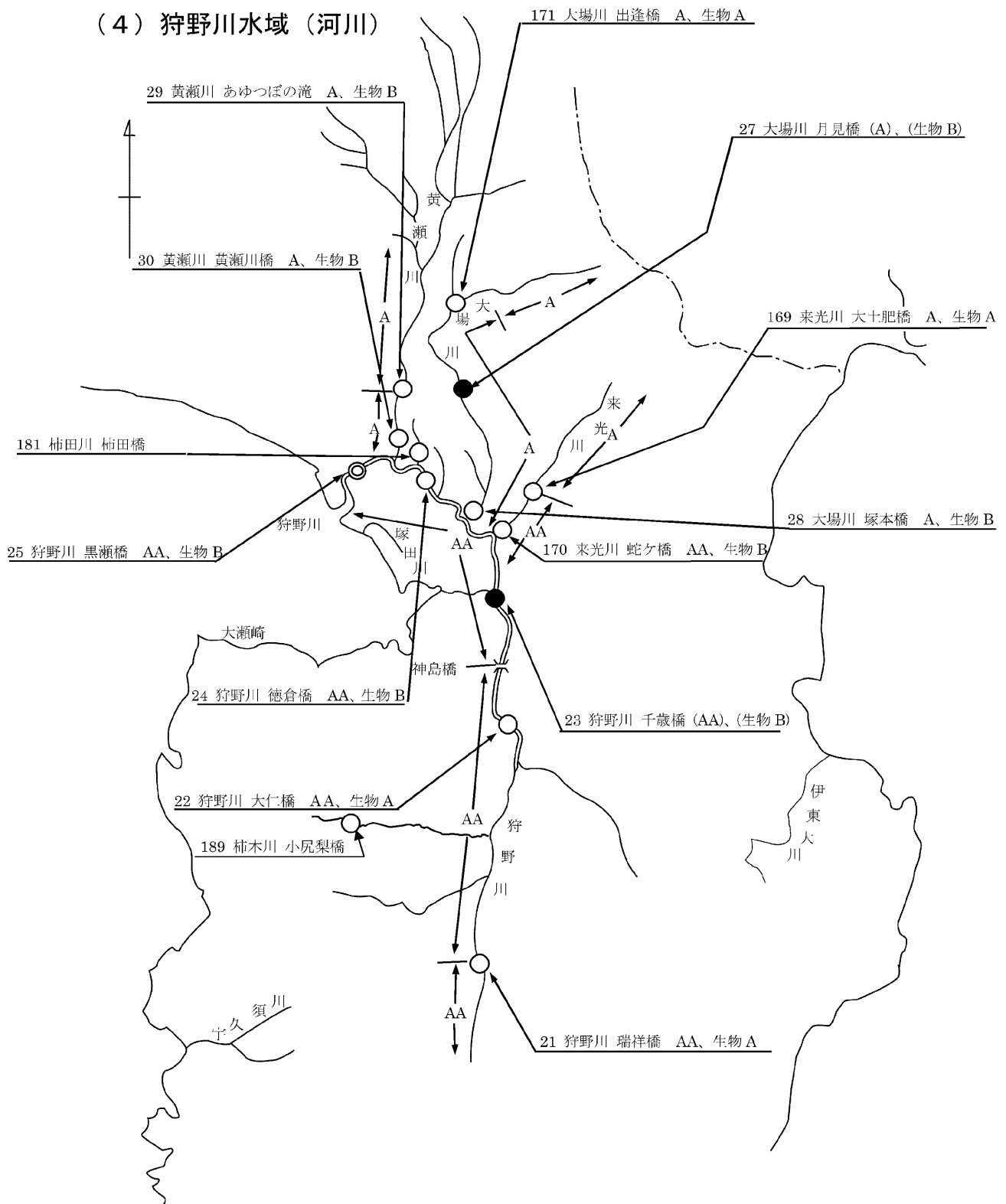
● は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAは環境基準類型を示す。

### (3) 鮎沢川水域 (河川)



○ は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA、生物Aは、環境基準類型を示す。

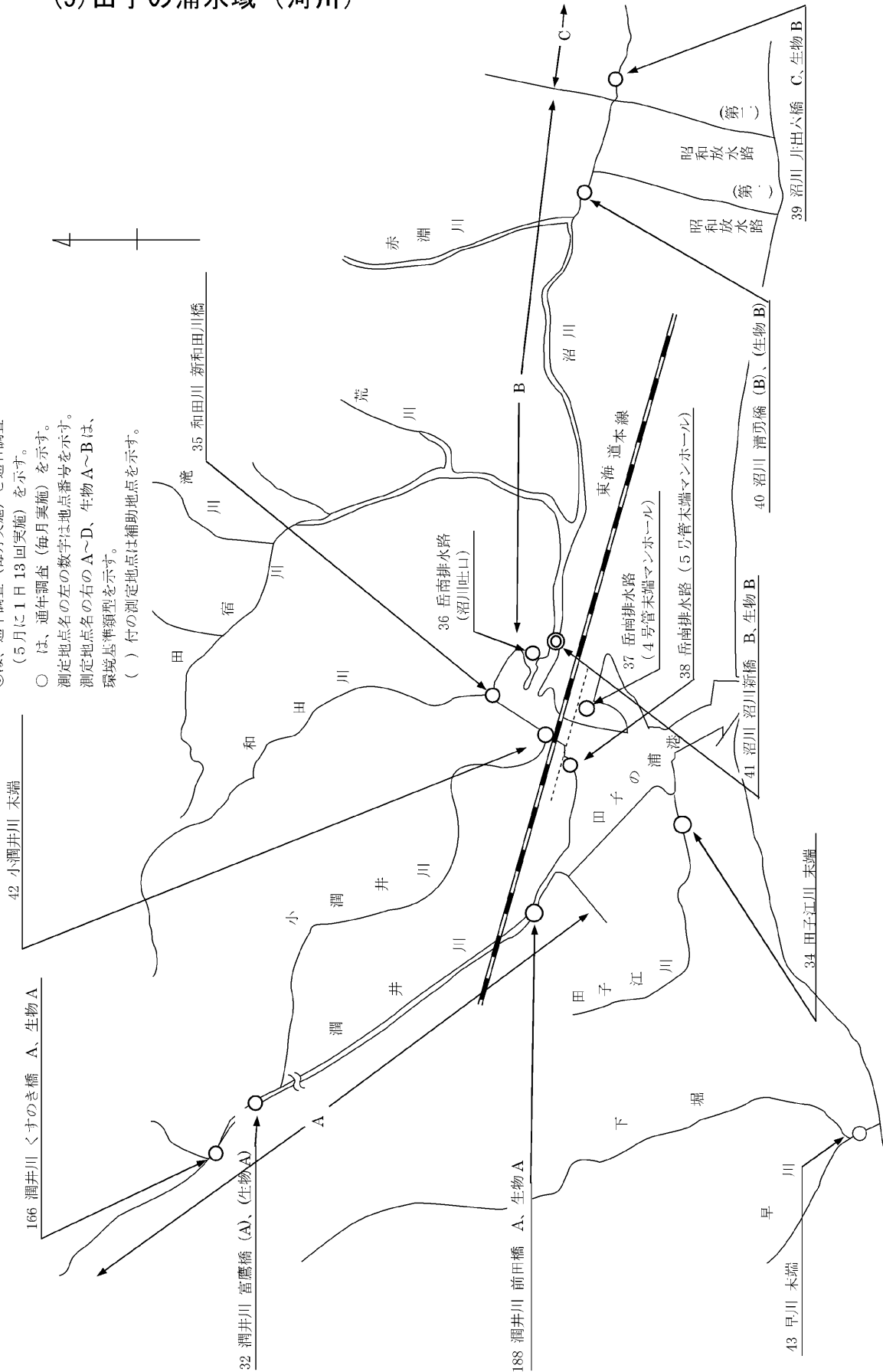
#### (4) 狩野川水域 (河川)



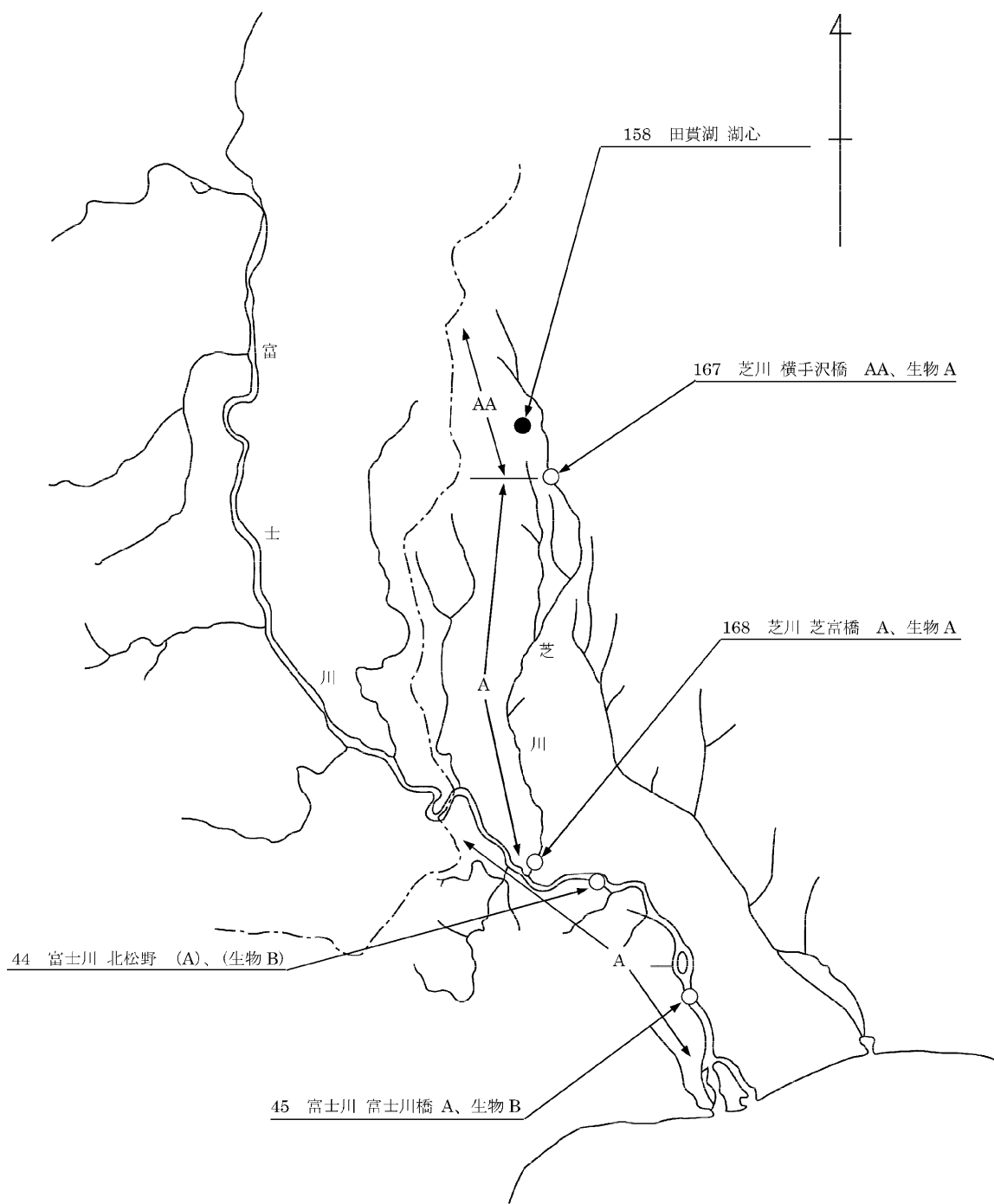
○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年4回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAA～C、生物A～Bは、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

## (5) 田子の浦水域（河川）

◎は、通年調査（毎月実施）と通日調査（5月に1日13回実施）を示す。  
 ○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA～D、生物A～Bは、採獲基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

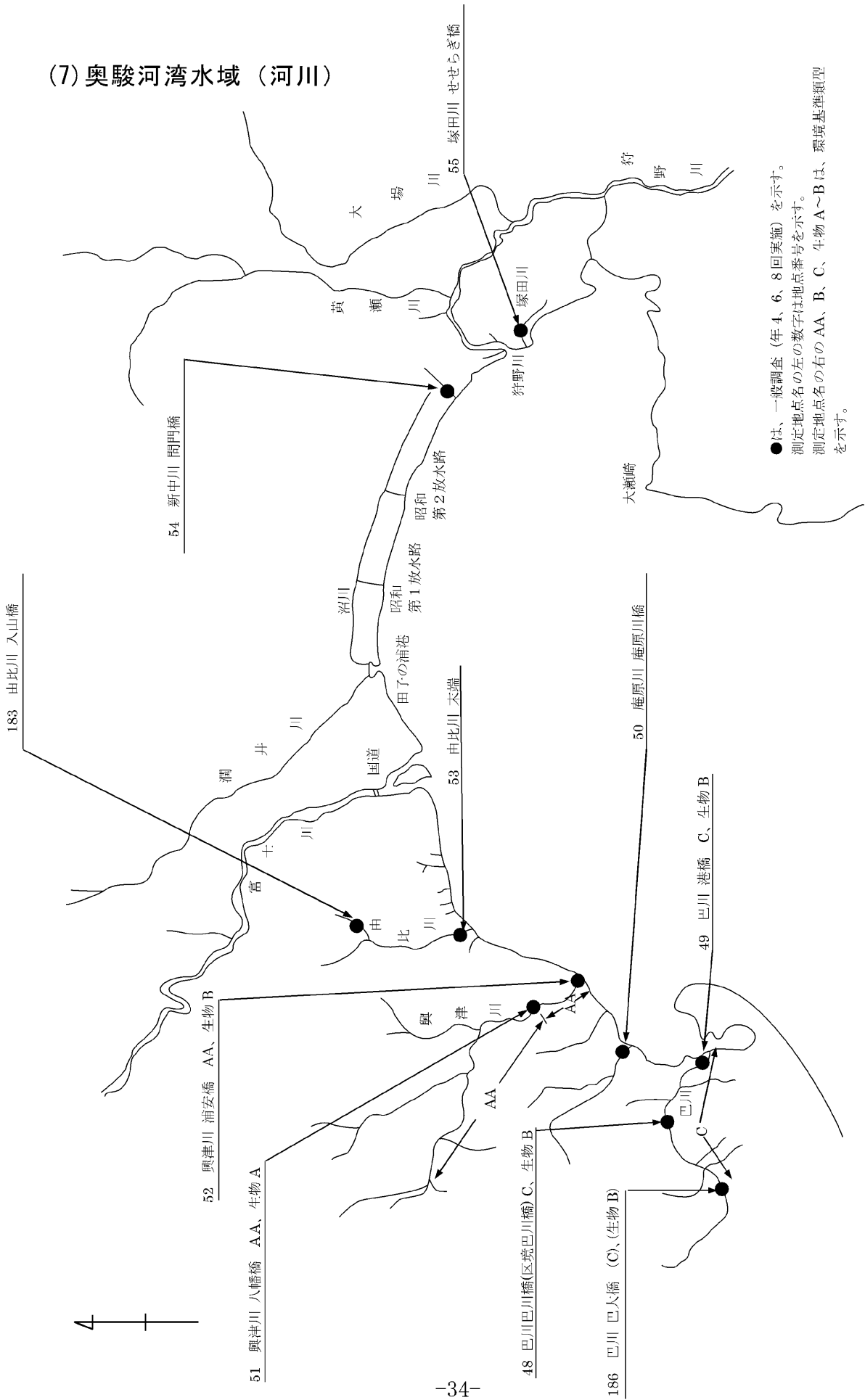


(6) 富士川水域 (河川・湖沼)



○は、通年調査 (毎月実施) を示す。  
 ●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右の AA~A、生物 A~B は、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

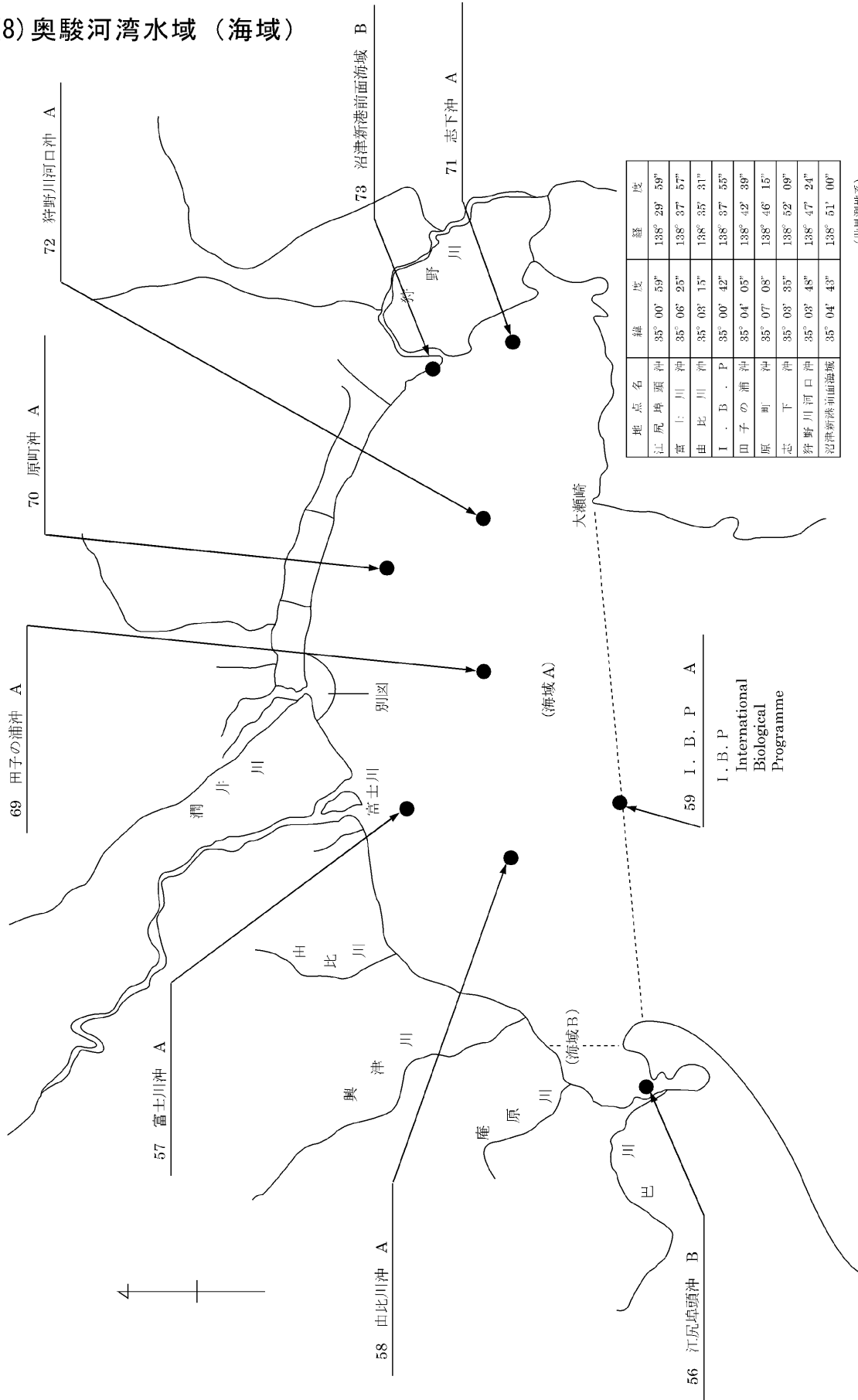
# (7) 奥駿河湾水域（河川）



●は、一般調査（年 4、6、8 回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右の AA、B、C、生物 A～B は、環境基準類型を示す。



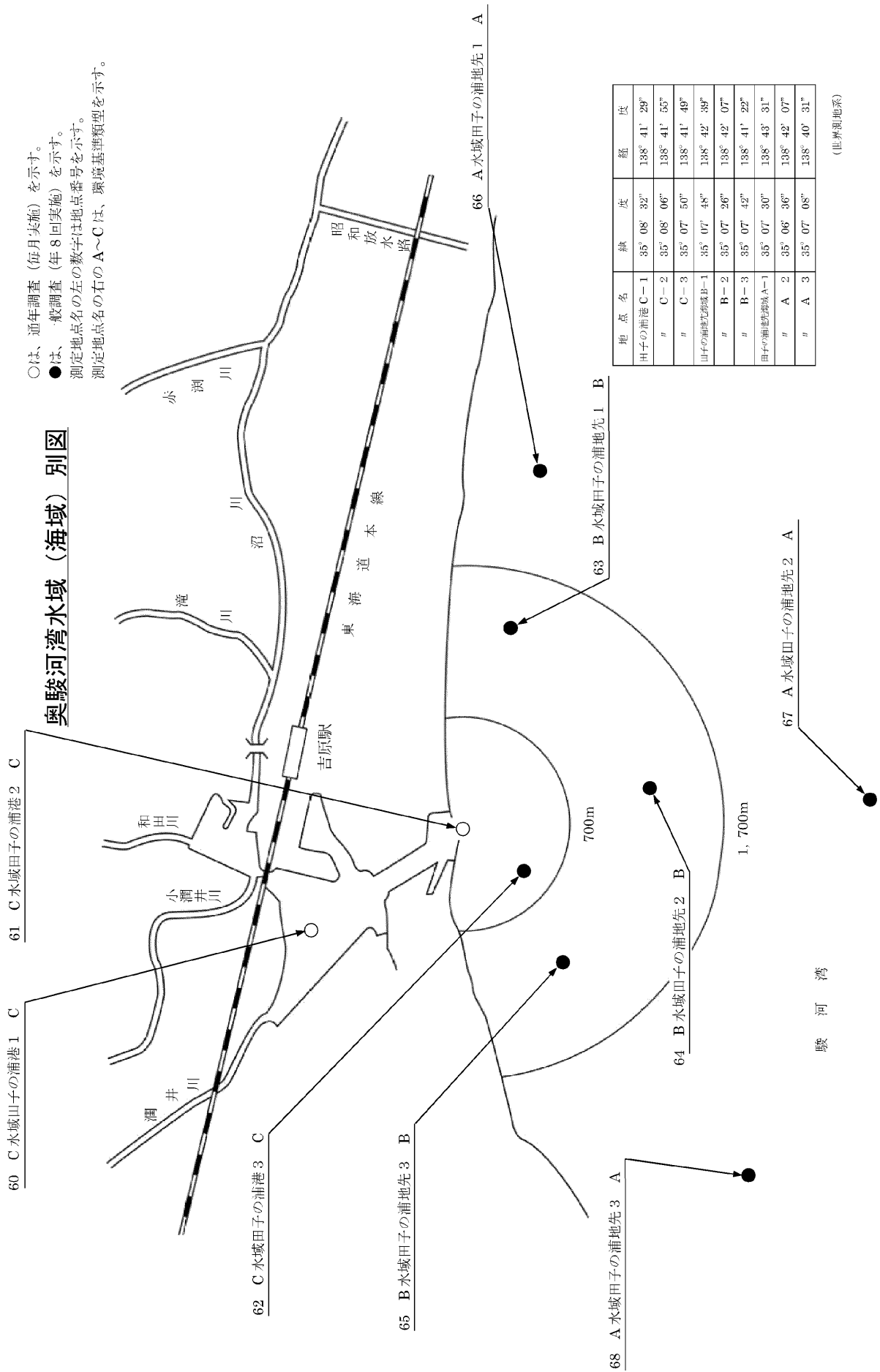
(8) 奥駿河湾水域 (海域)



(世界測地系)

●は、一般調査(年4回実施)を示す。  
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
測定地点名の右のA~Bは、環境基準類型を示す。

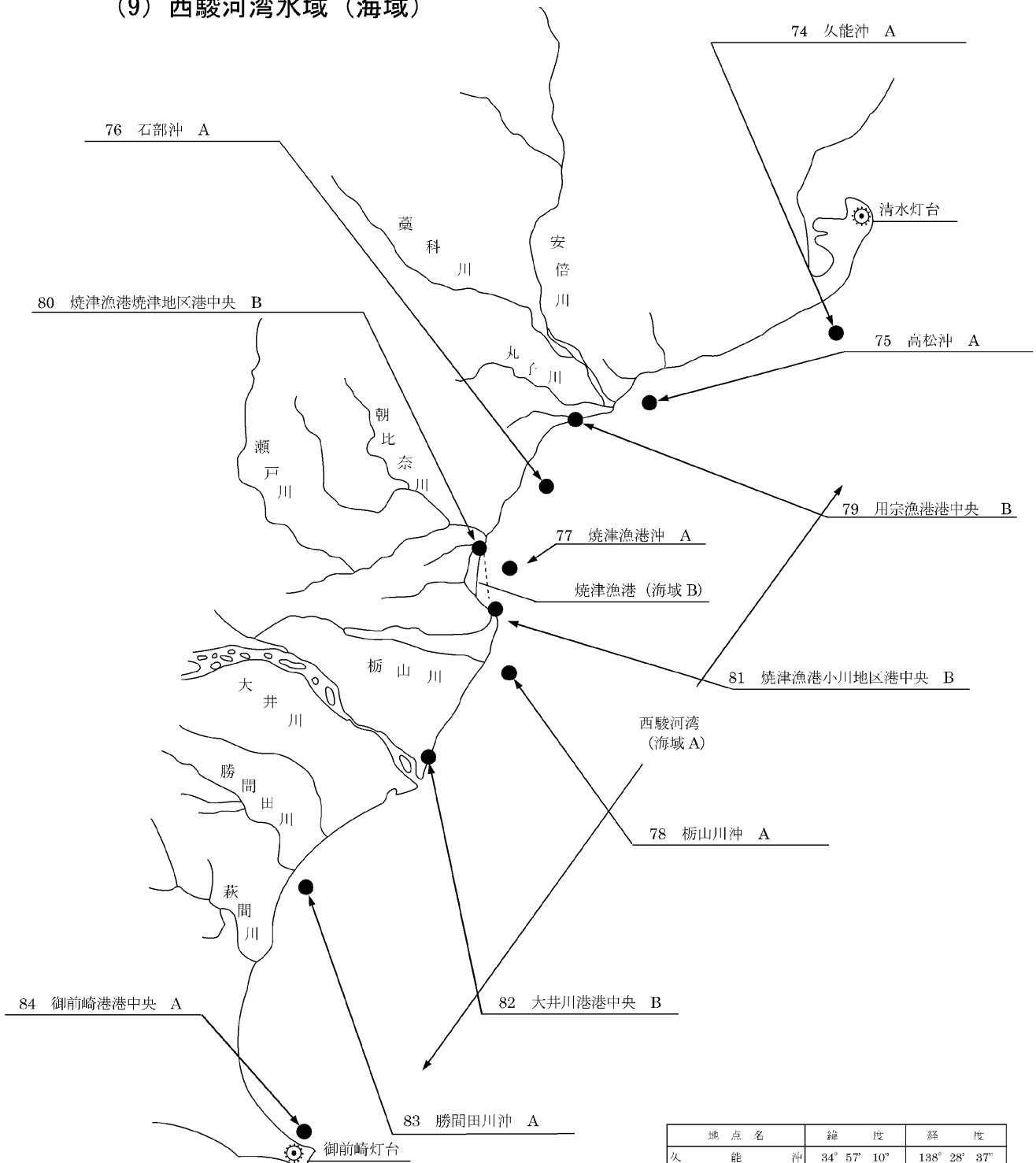
# 奥駿河湾水域（海域）別図



地点名	緯度	経度
出子の浦港 C-1	35° 08' 32"	138° 41' 29"
" C-2	35° 08' 06"	138° 41' 55"
" C-3	35° 07' 50"	138° 41' 49"
山子の浦港海域B-1	35° 07' 48"	138° 42' 39"
" B-2	35° 07' 26"	138° 42' 07"
" B-3	35° 07' 42"	138° 41' 22"
田子の浦港海域A-1	35° 07' 30"	138° 43' 31"
" A-2	35° 06' 36"	138° 42' 07"
" A-3	35° 07' 08"	138° 40' 31"

(世界測地系)

(9) 西駿河湾水域 (海域)



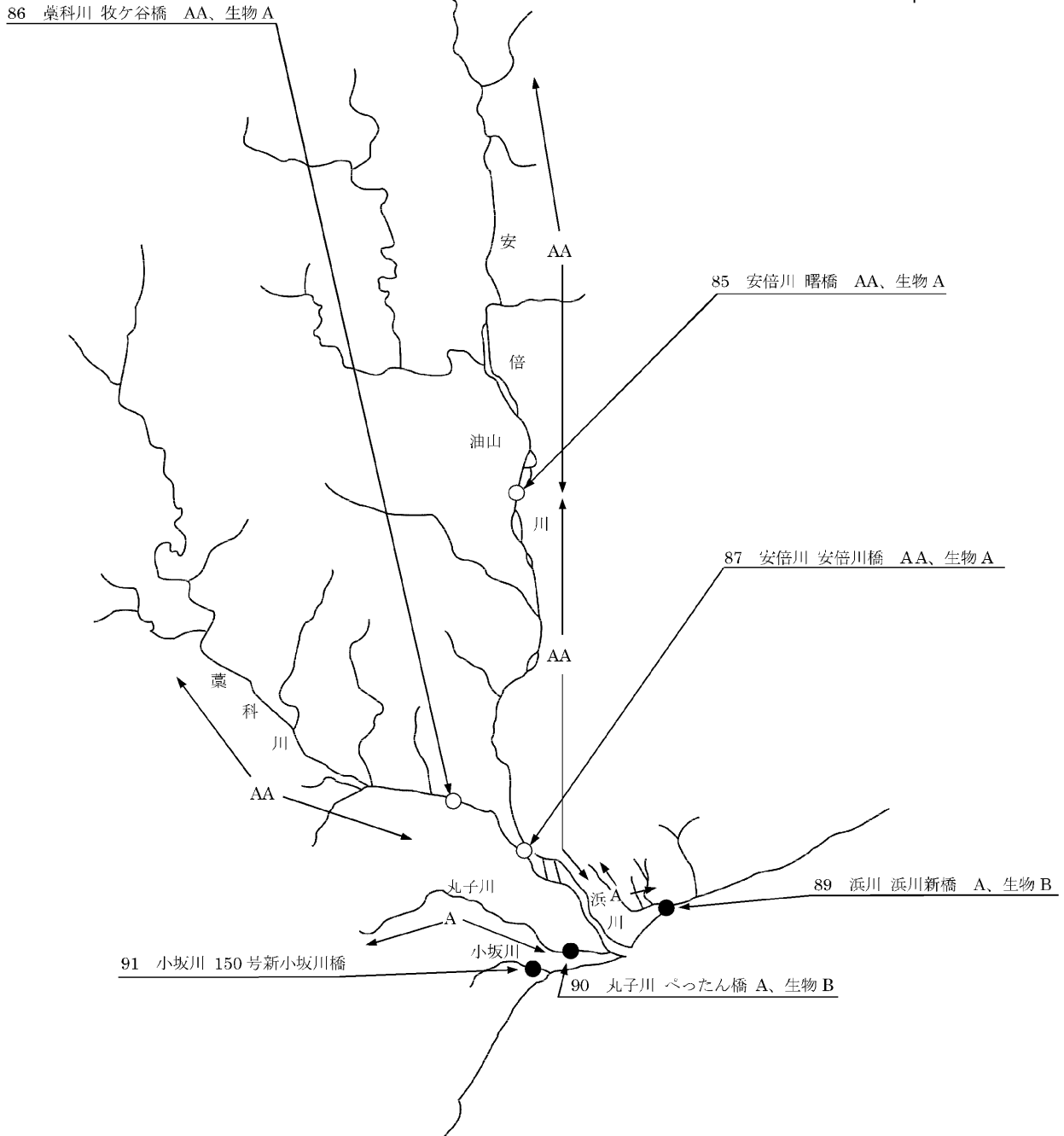
●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA~Bは、環境基準類型を示す。

地点名	緯度	経度
久能沖	34° 57' 10"	138° 28' 37"
高松沖	34° 56' 06"	138° 25' 26"
石部沖	34° 53' 38"	138° 21' 35"
焼津漁港沖	34° 51' 48"	138° 20' 13"
栲山川沖	34° 48' 52"	138° 20' 25"
川宗漁港港中央	34° 55' 23"	138° 22' 08"
焼津漁港焼津地区港中央	34° 52' 06"	138° 19' 52"
焼津漁港小川地区港中央	34° 51' 01"	138° 19' 47"
大井川港中央	34° 46' 43"	138° 17' 41"
勝間田川沖	34° 43' 45"	138° 16' 06"
御前崎港中央	34° 36' 55"	138° 13' 15"

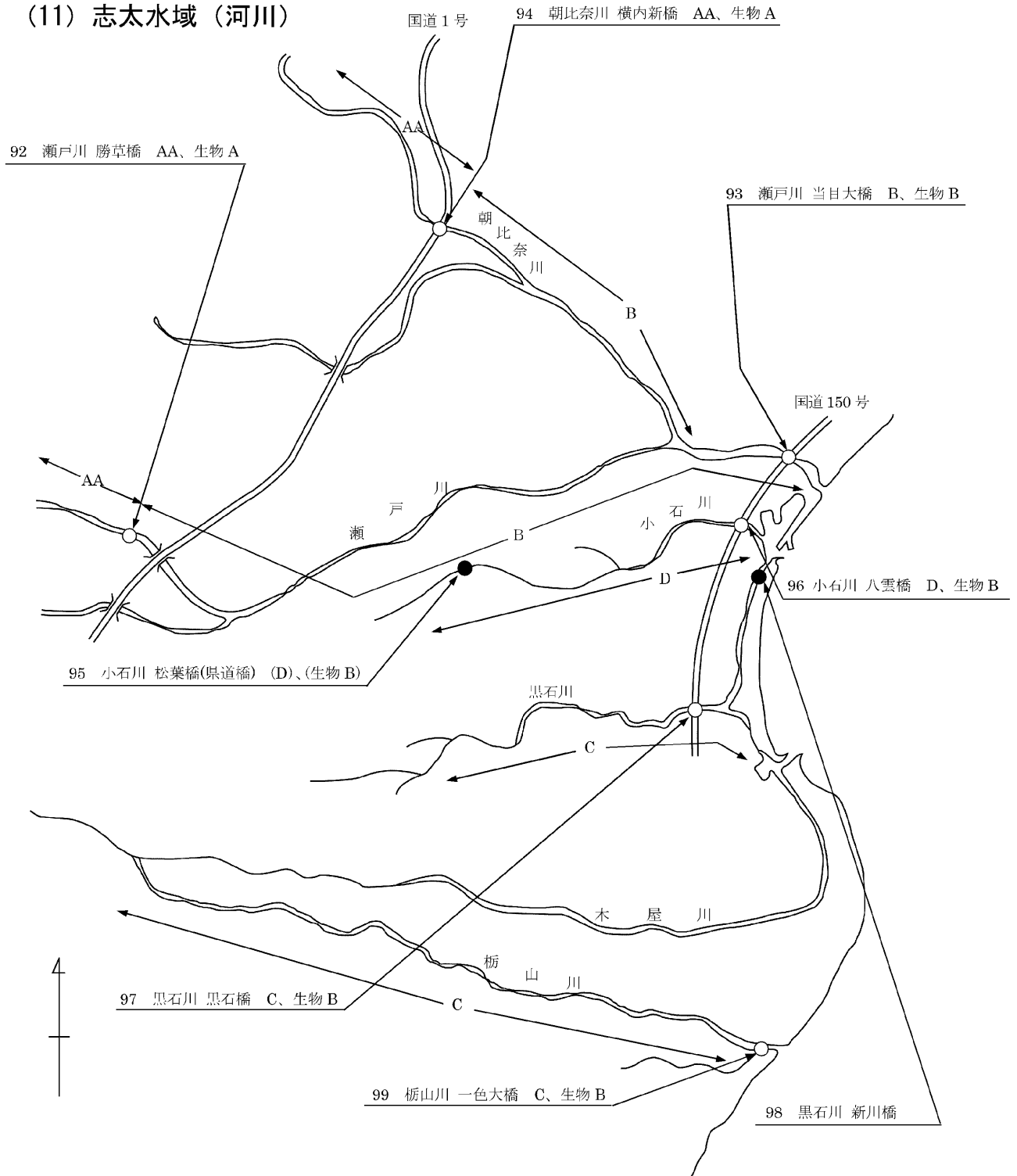
(世界測地系)

# (10) 静岡水域（河川）

○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年6、8回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAA~C、生物A~Bは、環境基準類型を示す。

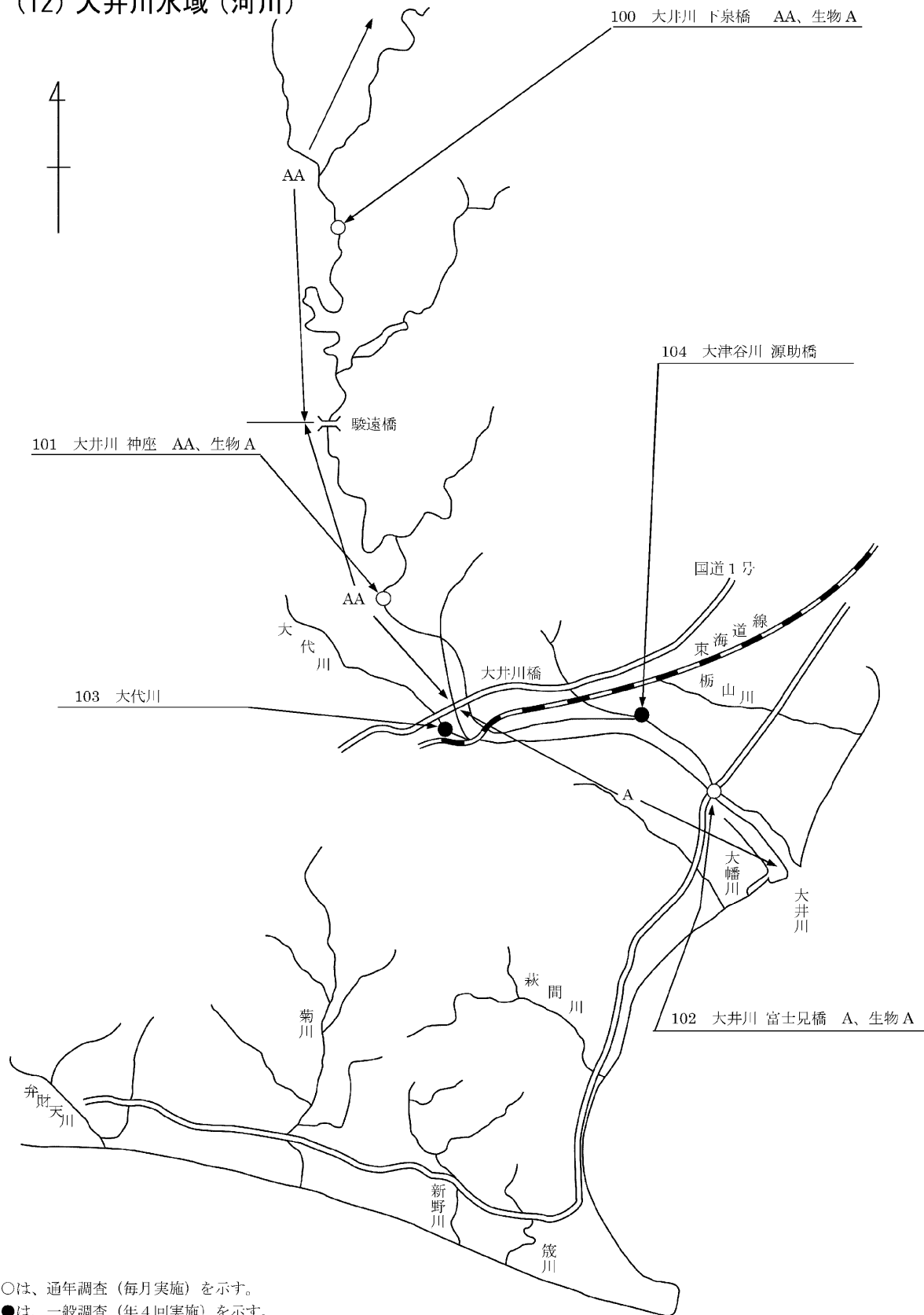


(11) 志太水域 (河川)



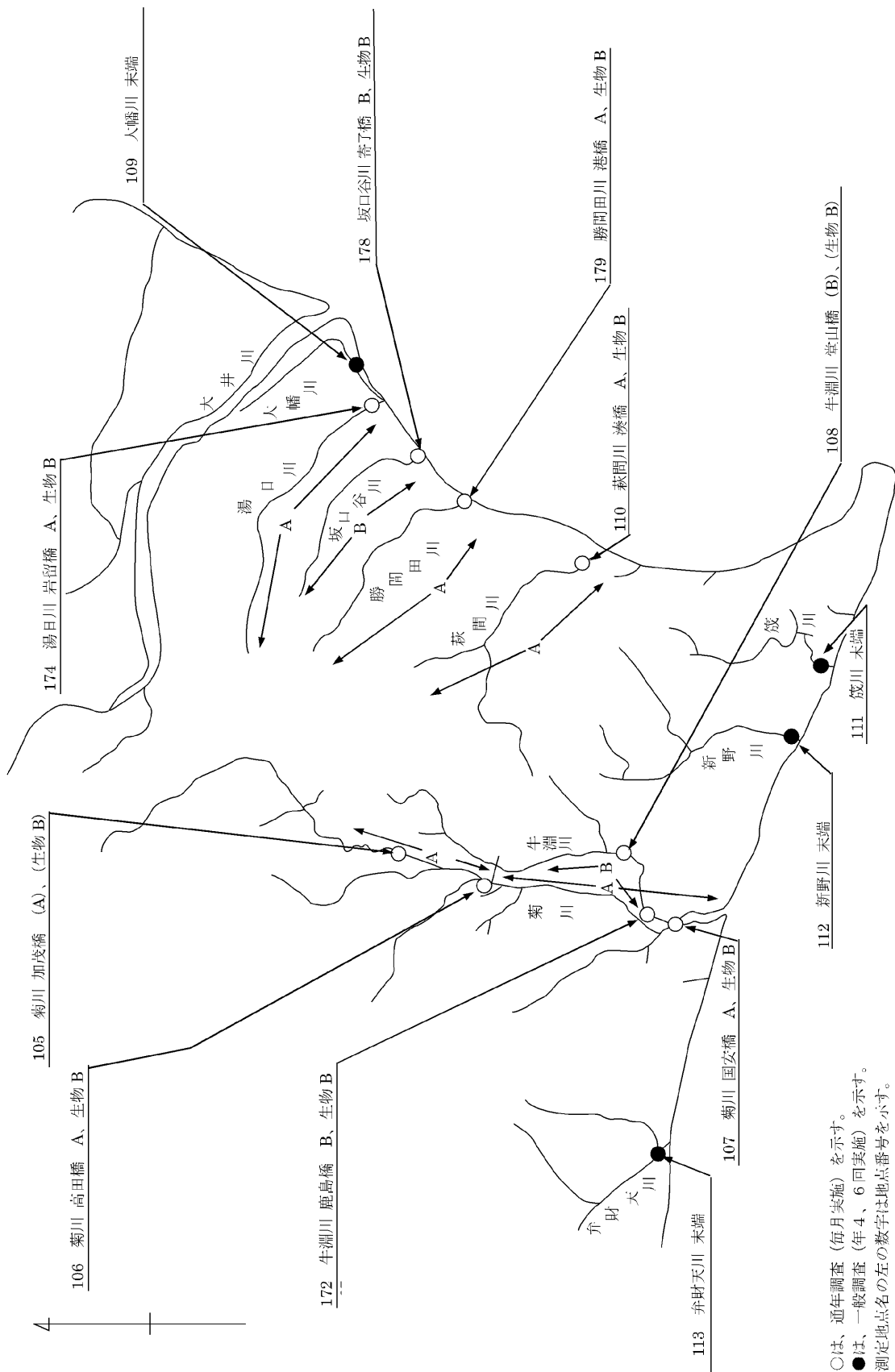
○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年4回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA~D、生物A~Bは、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

(12) 大井川水域（河川）



○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年4回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAA～A、生物Aは、環境基準類型を示す。

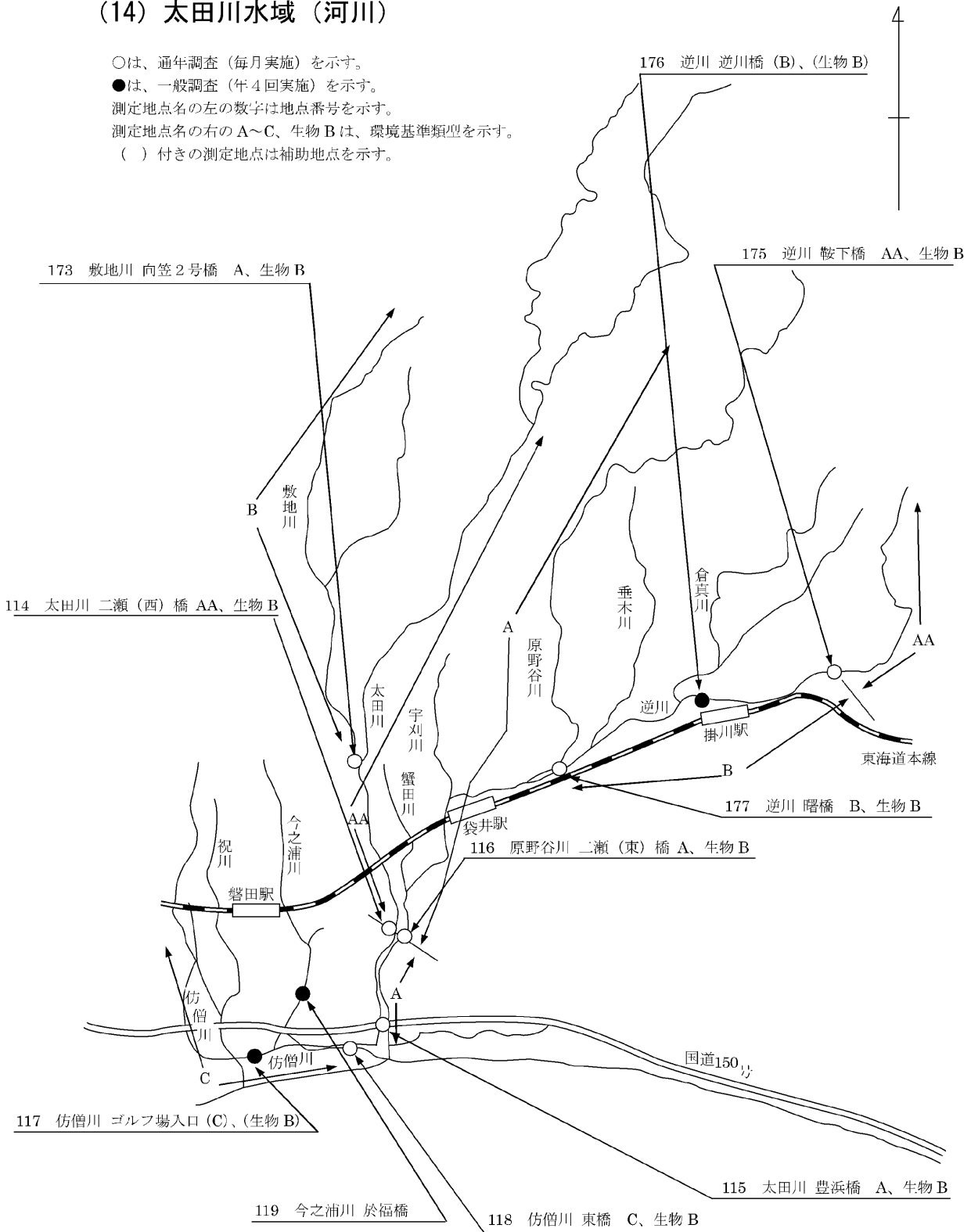
(13) 榛南小笠水域 (河川)



○は、通年調査 (毎月実施) を示す。  
 ●は、一般調査 (年 4、6 回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の左の A~B、生物 B は、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。

# (14) 太田川水域 (河川)

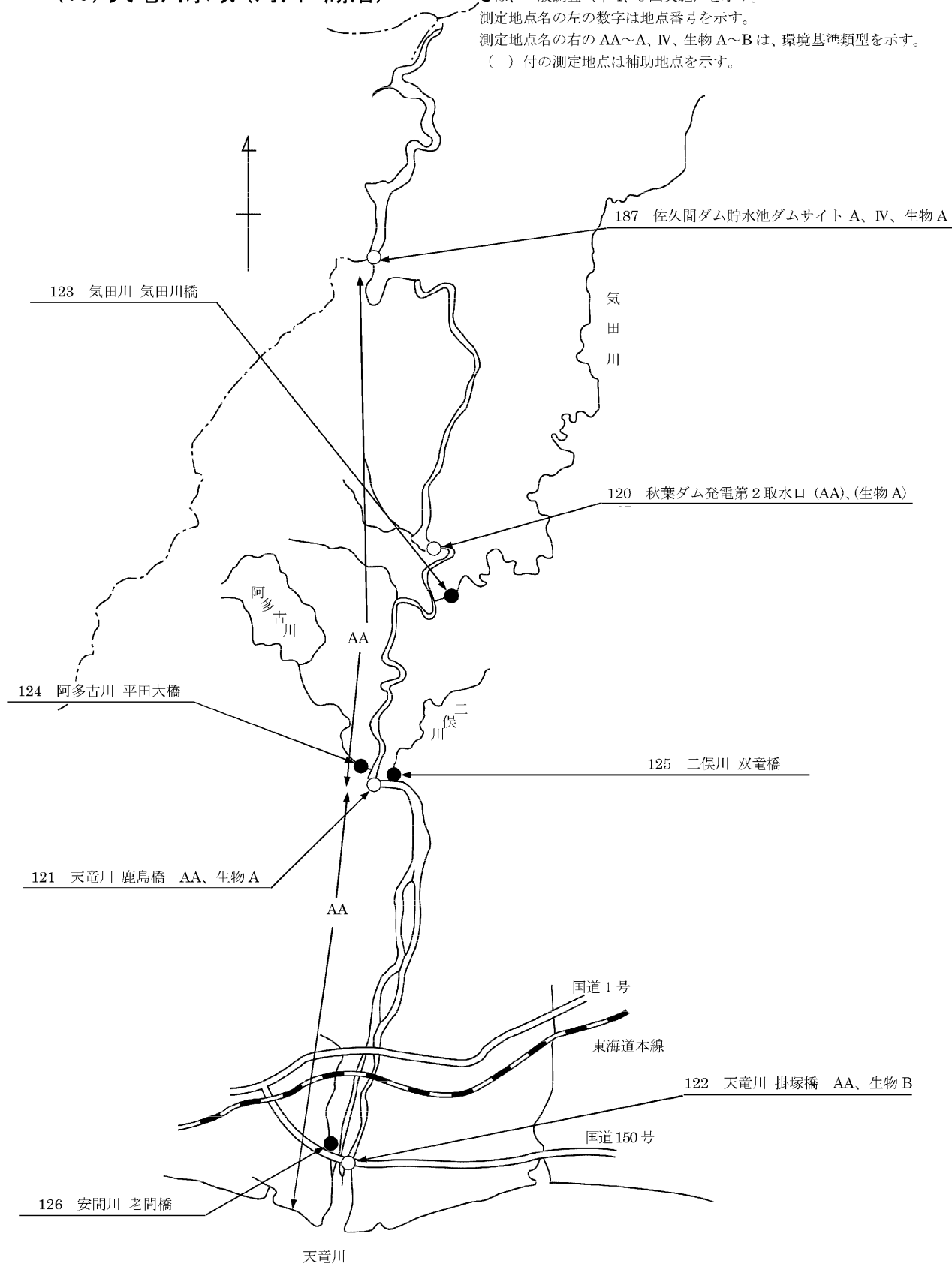
○は、通年調査 (毎月実施) を示す。  
 ●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA~C、生物Bは、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付きの測定地点は補助地点を示す。





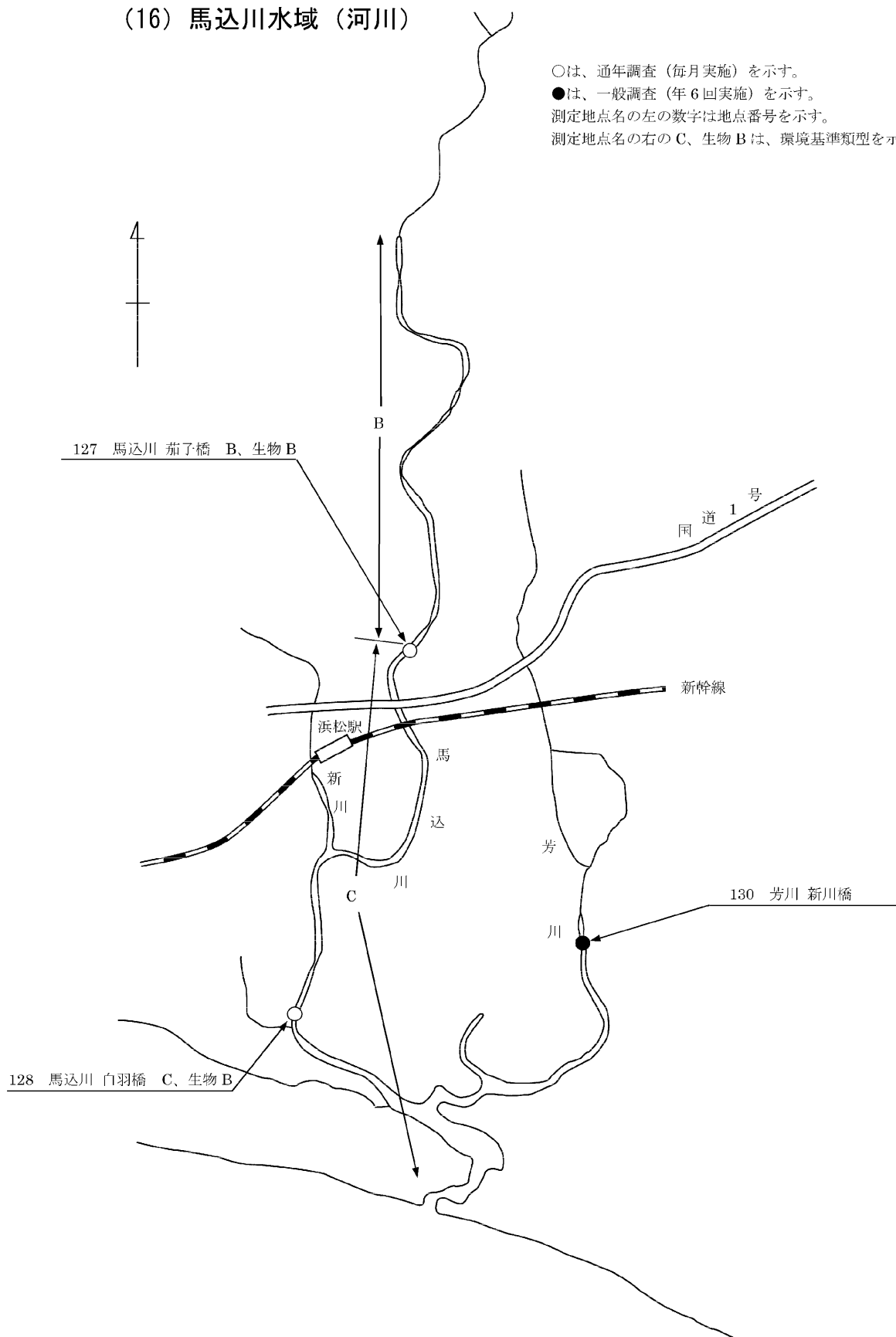
# (15) 天竜川水域 (河川・湖沼)

○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年4、6回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAA～A、IV、生物A～Bは、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。



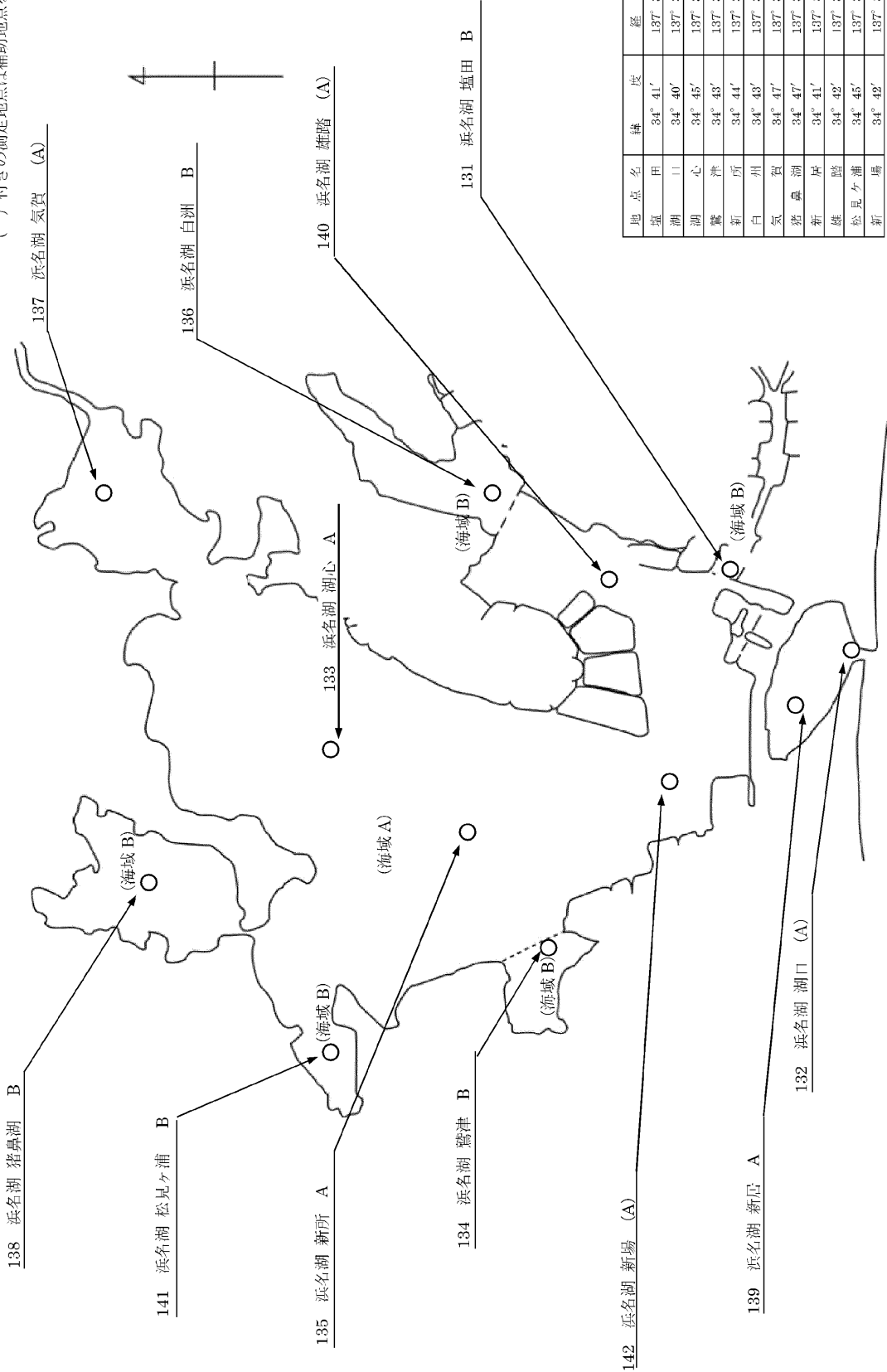
(16) 馬込川水域 (河川)

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。  
 ●は、一般調査 (年6回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右の C、生物 B は、環境基準類型を示す。



浜名湖水域（海域）pH、D<sub>0</sub>、COD、大腸菌数

○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA～Bは、環境基準類型を示す。  
 ( ) 付きの測定地点は補助地点を示す。



(17) 浜名湖水域（海域）pH、D<sub>0</sub>、COD、大腸菌数

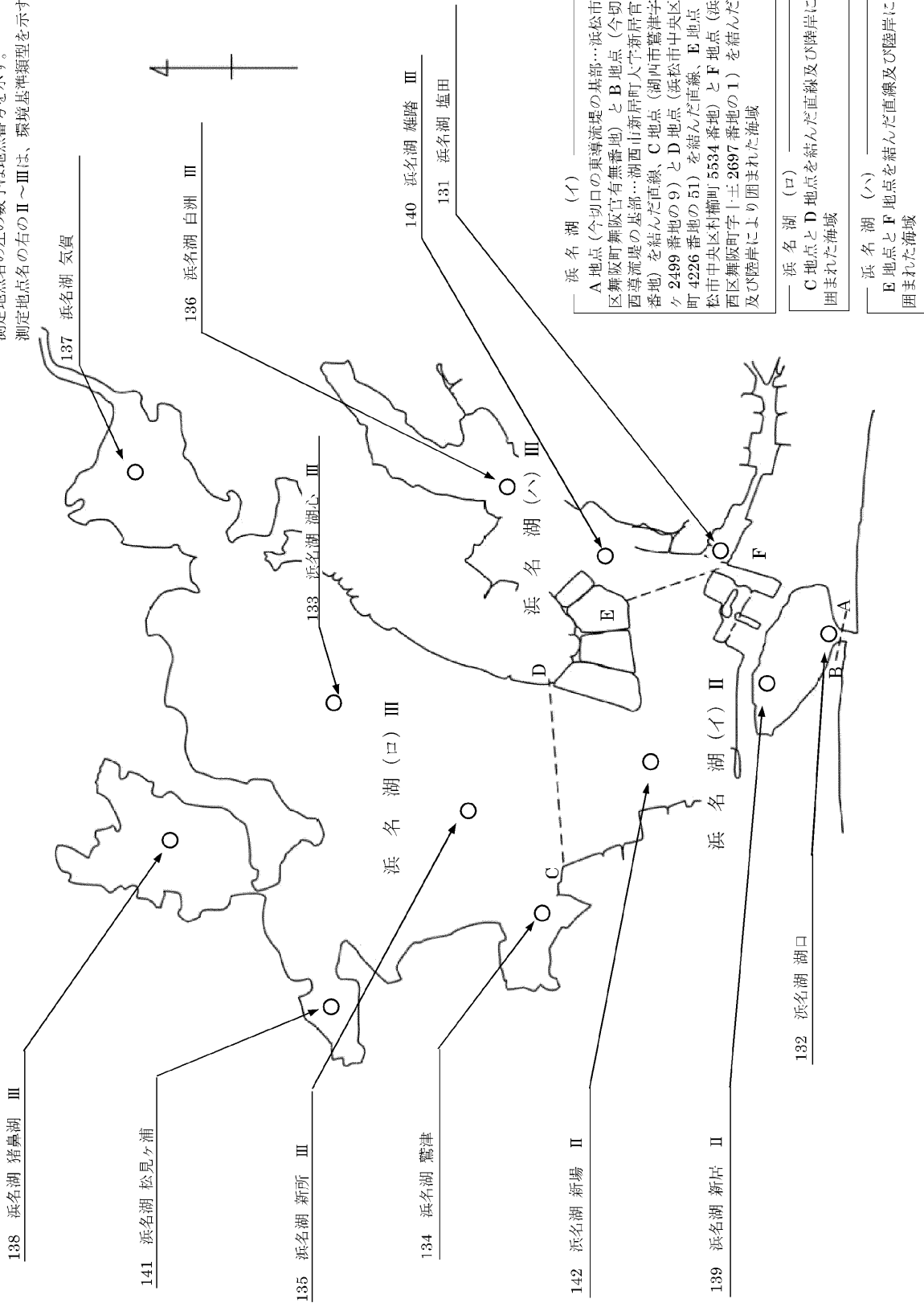
地点名	緯度	経度
塩田	34° 41'	137° 36' 40"
湖心	34° 40'	137° 36' 04"
鷺津	34° 45'	137° 35' 23"
新所	34° 43'	137° 32' 45"
白洲	34° 44'	137° 33' 33"
気賀	34° 43'	137° 37' 13"
猪鼻湖	34° 47'	137° 37' 46"
新島	34° 47'	137° 33' 26"
雄踏	34° 41'	137° 35' 11"
松見ヶ浦	34° 42'	137° 36' 28"
新	34° 45'	137° 31' 21"
	34° 42'	137° 34' 11"

(北東測地系)

# 浜名湖水域（海域）全窒素、全燐

## 浜名湖水域（海域）全窒素、全燐

○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のⅡ～Ⅲは、環境基準類型を示す。

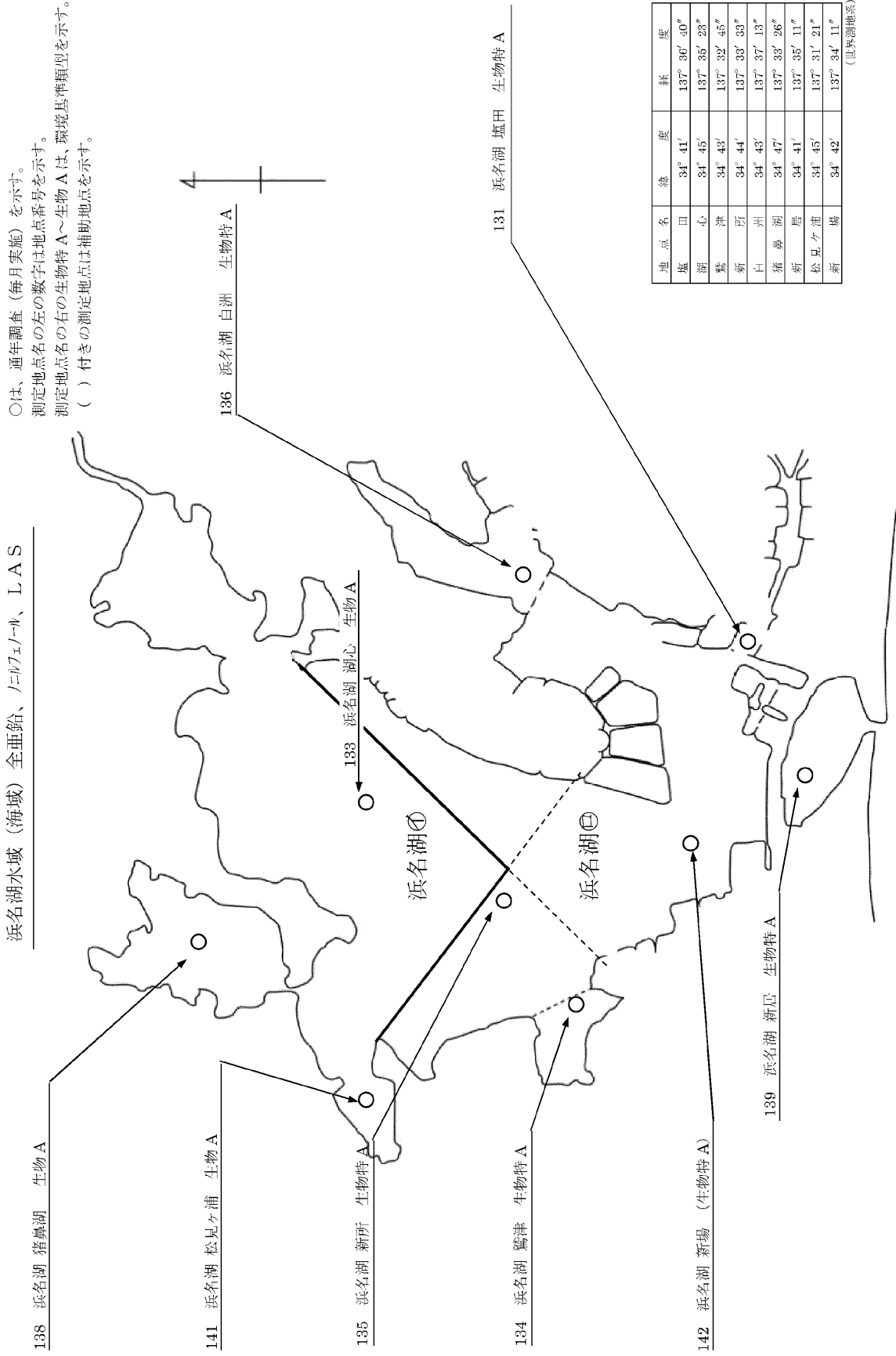


浜名湖（イ）  
 A 地点（今切口の東導流堤の基部…浜松市中央区舞阪町舞阪宮有無番地）と B 地点（今切口の西導流堤の基部…湖西市新居町大字新居宮有無番地）を結んだ直線、C 地点（湖西市鷺津字大畑ヶケ 2499 番地の 9）と D 地点（浜松市中央区村郷町 4226 番地の 51）を結んだ直線、E 地点（浜松市中央区村郷町 5534 番地）と F 地点（浜松市西区舞阪町字一土 2697 番地の 1）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

浜名湖（ロ）  
 C 地点と D 地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

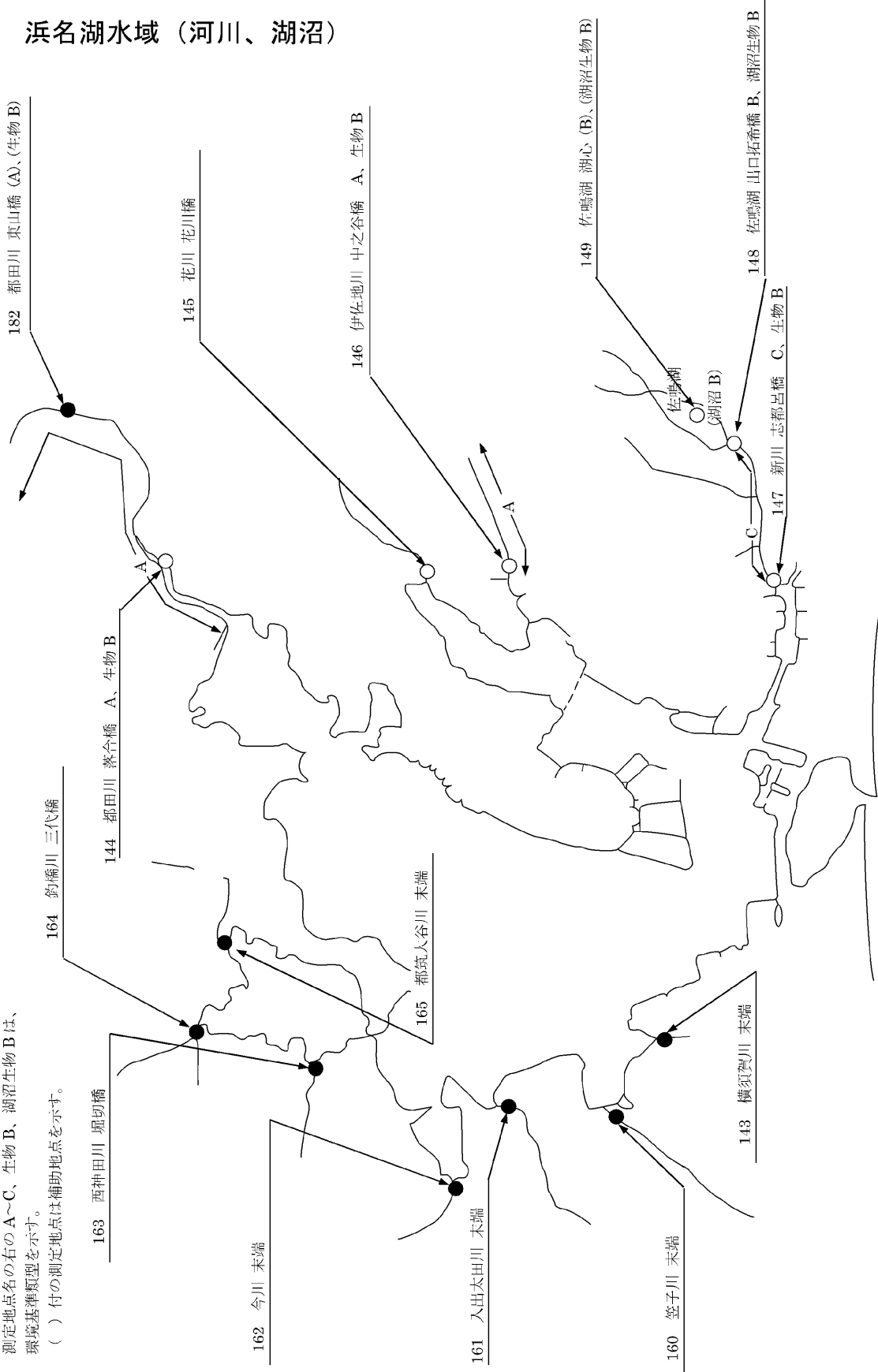
浜名湖（ハ）  
 E 地点と F 地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

# 浜名湖水域（海域）全亜鉛、ニルフェノール、L A S

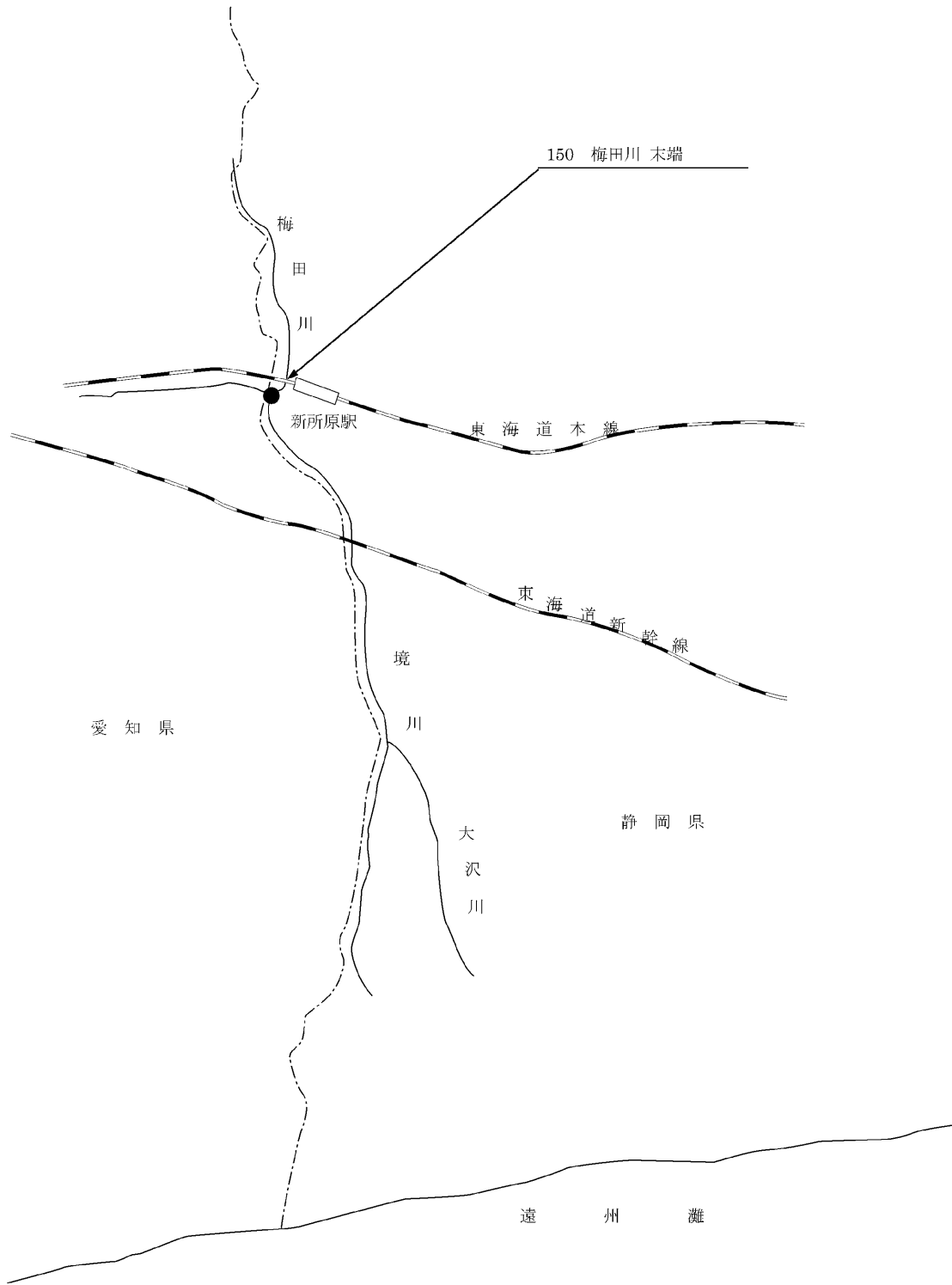


# 浜名湖水域（河川、湖沼）

○は、通年調査（毎月実施）を示す。  
 ●は、一般調査（年4、6回実施）を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のA~C、生物A、湖沼生物Bは、  
 探検基群類型を示す。  
 ( ) 付の測定地点は補助地点を示す。



(18) 梅田川水域 (河川)

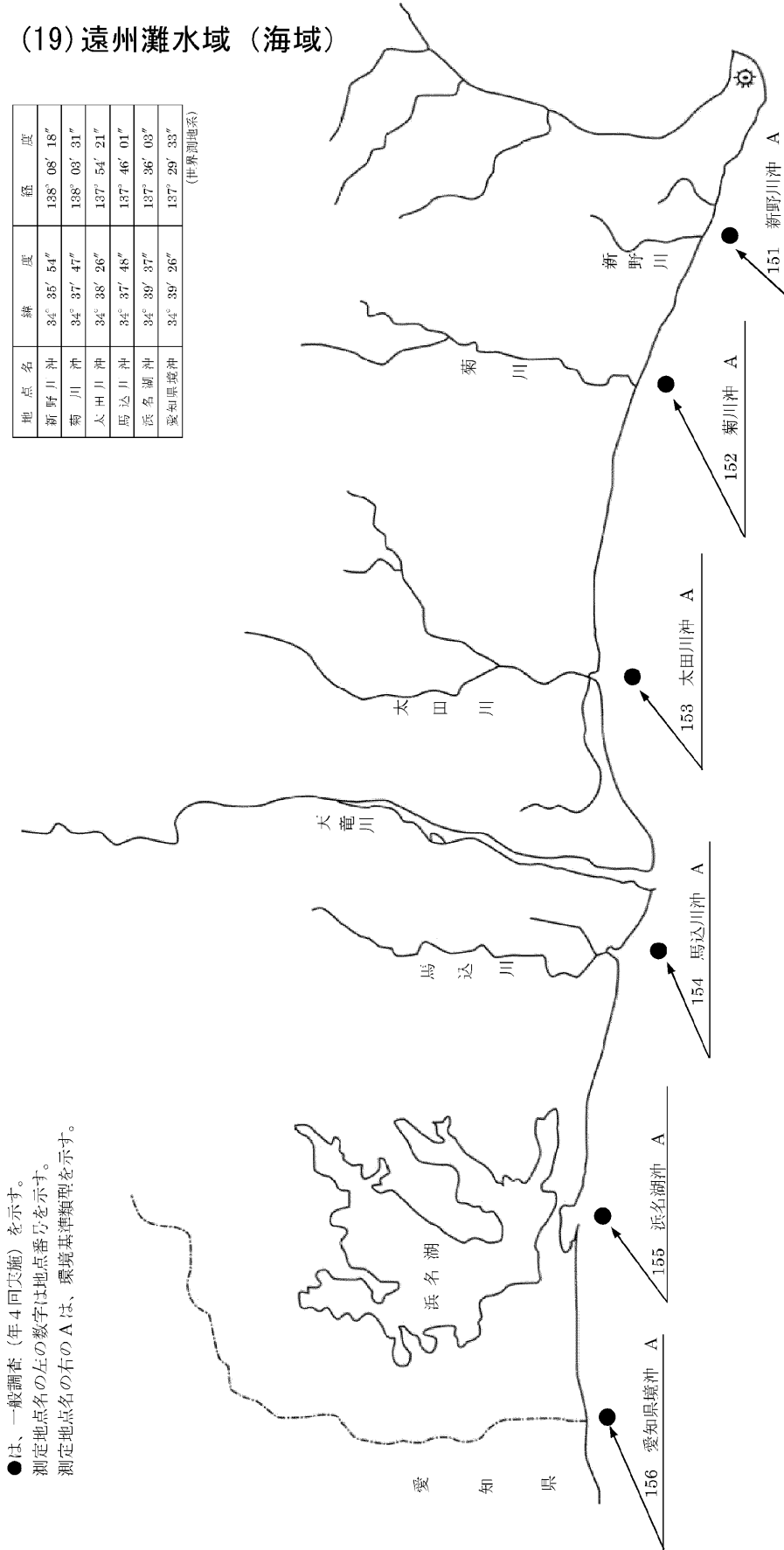


●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

(19) 遠州灘水域 (海域)

地点名	緯度	経度
新野川沖	34° 35' 54"	138° 08' 18"
菊川沖	34° 37' 47"	138° 03' 31"
太田川沖	34° 38' 26"	137° 54' 21"
馬込川沖	34° 37' 48"	137° 46' 01"
浜名湖沖	34° 39' 37"	137° 36' 03"
愛知県境沖	34° 39' 26"	137° 29' 33"

(世界測地系)



●は、一般調査 (年4回実施) を示す。  
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。  
 測定地点名の右のAは、環境基準種類を示す。

遠 州 灘 (海域A)



別表2 公共用水域水質測定方法等

区分	項目	分析方法	環境基準値等 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)
生活環境項目	pH	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	6.0~8.5	—
	DO	〃	2~7.5 以上	0.5
	BOD	〃	10~1 以下	0.5
	COD	〃	8~1 以下	0.5
	SS	〃	100~1 以下	1
	大腸菌数	〃	1,000~20 以下 (CFU/100ml)	1
	全窒素	〃	1~0.1 以下	0.05
	全磷	〃	0.1~0.005 以下	0.003
	全亜鉛	〃	0.03~0.01 以下	0.001
	ノニルフェノール	〃	0.002~0.0006 以下	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	0.05~0.006 以下	0.006
健康項目	カドミウム	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01 以下	0.005
	六価クロム	〃	0.02 以下	0.01
	砒素	〃	0.01 以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	0.0005
	PCB	〃	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 以下	0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	〃	0.002 以下	0.0002
	チウラム	〃	0.006 以下	0.0006
	シマジン	〃	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	〃	0.01 以下	0.001
	セレン	〃	0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.02 (0.01)
	ふっ素	〃	0.8 以下	0.08
	ほう素	〃	1 以下	0.1
1,4-ジオキサン	〃	0.05 以下	0.005	
特項 殊口	銅	昭和49年環境庁告示第61号(排水基準に係る検定方法)に定める方法	—	0.01
	クロム	〃	—	0.02
その 他の 項目	アンモニウム性窒素	日本産業規格 K0102 の 42 に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	亜硝酸性窒素	日本産業規格 K0102 の 43.1 に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01 (0.001)
	硝酸性窒素	日本産業規格 K0102 の 43.2 に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	磷酸性磷	日本産業規格 K0102 の 46.1 に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.005
	塩素イオン	日本産業規格 K0102 の 35 に定める方法又はこれに準ずる方法	—	—
	クロロホルム	平成5年4月28日付け環水規第121号(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について)に定める方法	—	0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	—	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	〃	—	0.006
	p-ジクロロベンゼン	〃	—	0.02
	イソキサチオン	〃	—	0.0008
ダイアジノン	〃	—	0.0005	

区 分	項 目	分 析 方 法	環境基準値等 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)
	フェニトロチオン	〃	—	0.0003
	イソプロチオラン	〃	—	0.004
	オキシシロ	〃	—	0.004
	クロタロニル	〃	—	0.005
	プロピザミド	〃	—	0.0008
	EPN	〃	—	0.0006
	ジクロルボス	〃	—	0.0008
	フェノバルブ	〃	—	0.003
	イプロベンホス	〃	—	0.0008
	クロロニトロフェン	〃	—	0.0005
	トルエン	〃	—	0.06
	キシレン	〃	—	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	—	0.006
	ニッケル	〃	—	0.001
	モリブデン	〃	—	0.007
	アンチモン	〃	—	0.002
	クロロエチレン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）に定める方法	—	0.0002
	エピクロロヒドリン	〃	—	0.00004
	全マンガン	〃	—	0.02
	ウラン	〃	—	0.0002
	PFOA及びPFOS	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）に定める方法	—	0.0000003

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。  
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本産業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタン測定方法のうち日本産業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「硫酸炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあつては2μg/mL、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあつては、2mg/mLとする。  
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告下限値は静岡市に限り0.01mg/Lとする。  
5 亜硝酸性窒素の報告下限値は静岡市に限り0.001mg/Lとする。

別表3 公共用水域水質測定結果表

項目名	注意事項		項目 コード
	(最小値)	(最大値)	
地点名			001
地点コード	コードxx桁		001
測定日	YYYYMMDD		002
測定時刻	数値(HHMM)		004
採取位置	コード2桁		005
採取位置コード	コード2桁		005
採取水深	数値(m)		006
調査区分	コード1桁		007
調査区分コード	コード1桁		007
調査機関	コード3桁		008
調査機関コード	コード3桁		008
採水機関	コード3桁		009
採水機関コード	コード3桁		009
分析機関	コード3桁		010
分析機関コード	コード3桁		010
天候	コード2桁		111
天候コード	コード2桁		111
気温	-99.9	99.9	112
水温	-99.9	99.9	113
流量	-99.99	99.99	116
全水深	0	500	115
透明度	0	30	120
透視度	0	30	121
色相コード	コード3桁		119
色相コード	コード3桁		119
臭気コード	コード3桁		118
臭気コード	コード3桁		118
流況コード	コード2桁		122
流況コード	コード2桁		122
pH	0	14	201
DO	0.5	999.9	202
BOD	0.5	999.9	203
COD	0.5	999.9	204
SS	1	99999	205
大腸菌数	1	9.90E+99	207
全窒素	0.05	99.99	208
全磷	0.003	99.999	209
亜鉛	0.001	100	210
底層DO	0.5	999.9	211
カリウム	0.001	100	301
全シアン	0.1	100	302
鉛	0.005	100	304
六価クロム	0.01	100	305
砒素	0.005	100	306
総水銀	0.0005	100	307
アルキル水銀	0.0005	100	308
PCB	0.0005	100	309
ジクロロメタン	0.002	100	310
四塩化炭素	0.0002	100	311
1,2-ジクロロエタン	0.0004	100	312
1,1-ジクロロエチレン	0.01	100	313
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	100	314
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	100	315
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	100	316
トリクロロエチレン	0.001	100	317
テトラクロロエチレン	0.0005	100	318
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	100	319
チウラム	0.0006	100	320
シマジン	0.0003	100	321
チオベンカルブ	0.002	100	322
ベンゼン	0.001	100	323
セレン	0.002	100	324
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	0.01		821
ふっ素	0.08	100	407
ほう素	0.1	100	819
1,4-ジオキサソ	0.005	100	824
銅	0.01		402
クロム	0.02		406
アンモニア性窒素	0.01		502
亜硝酸性窒素	0.001	100	503
硝酸性窒素	0.01	100	504
硫酸態燐	0.005		505
塩素イオン	-		506
ノニルフェノール	0.00006		904
ノニルフェノール異性体No.01			905
ノニルフェノール異性体No.02			906
ノニルフェノール異性体No.03			907
ノニルフェノール異性体No.04			908
ノニルフェノール異性体No.05			909
ノニルフェノール異性体No.06			910
ノニルフェノール異性体No.07			911
ノニルフェノール異性体No.08			912
ノニルフェノール異性体No.09			913
ノニルフェノール異性体No.10			914
ノニルフェノール異性体No.11			915
ノニルフェノール異性体No.12			916
ノニルフェノール異性体No.13			917
LAS	0.0006		940
C10-LAS	0.0001		941
C11-LAS	0.0001		942
C12-LAS	0.0001		943
C13-LAS	0.0001		944
C14-LAS	0.0001		945
C8-LAS	0.0001		946

参 考 資 料

1 環境基準設定水域について

令和6年4月1日時点

(1) 河川及び湖沼

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水道2級 水産1級	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	環境保全	○渚橋
	河津川	河津川本流	河川A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水道2級 水産1級	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水道2級 水産1級	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	河川A	直ちに達成	H6.4.1	県告示第172号 H6.3.4	水道2級 水産2級 農業用水	○加取橋 石井橋
	白田川	白田川本流	河川A	直ちに達成	H9.4.1	県告示第292号 H9.3.25	水道2級 農業用水	○しらなみ橋 落合橋
鮎沢川 水域	鮎沢川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	S50.1.1	県告示第1141号 S49.11.29	水道2級 水産1級	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川 水域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	河川AA	直ちに達成	S45.9.1	閣議決定	自然環境保全	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	H29.4.1 見直し	県告示第89号 H29.2.24	水道1級 水産2級	○大仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	↑蔵橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	R5.4.1 見直し	県告示第205号 R5.3.28	水産2級 農業用水	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	R5.4.1 見直し	県告示第205号 R5.3.28	水産2級 農業用水	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	河川A	直ちに達成	H2.4.1	県告示第192号 H2.3.2	水産2級 農業用水	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水産2級 農業用水	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H2.4.1	県告示第192号 H2.3.2	農業用水	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	○蛇ヶ橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
田子の浦水域	潤井川	潤井川本流	河川A	直ちに達成	H18.4.1 見直し	県告示第279号 H18.3.17	水産1級 環境保全	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川C	直ちに達成	H16.5.1 見直し	県告示第493号 H16.4.20	農業用水 環境保全	○井山六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川B	直ちに達成	R6.4.1 見直し	県告示第150号 R6.3.5	環境保全	清勇橋 ○沼川新橋
富士川水域	富士川(4)	身延橋(山梨県)より下流	河川A	5年以内で可 及的速やかに達成	S48.3.31	県境庁告示第21号 S48.3.31	水産2級 農業用水	北松野 ○富士川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	H1.4.1	県告示第247号 H1.3.22	水道1級 水産1級 農業用水	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	H1.4.1	県告示第247号 H1.3.22	水産2級 農業用水	○芝富橋
奥駿河湾水域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町2丁目9番地の1地先)と右岸(同市清水区清開1丁目173番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	河川C	5年を超える 期間で速やかに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	農業用水	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	H29.4.1 見直し	県告示第89号 H29.2.24	水産2級 農業用水	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	R6.4.1 見直し	県告示第150号 R6.3.5	水産2級 農業用水	○浦安橋
静岡水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水道1級 水産1級 農業用水	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	H29.4.1 見直し	県告示第89号 H29.2.24	水道2級 水産1級 農業用水 工業用水1級	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	河川AA	直ちに達成	H17.5.1 見直し	県告示第684号 H17.4.26	水道2級 水産1級 農業用水	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	河川A	直ちに達成	R5.4.1 見直し	県告示第205号 R5.3.28	環境保全	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	河川A	直ちに達成	R6.4.1 見直し	県告示第150号 R6.3.5	水産2級 農業用水	○べったん橋
志太水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水道2級 水産1級	○勝草橋
	朝比奈川上流	横内新橋から上流の朝比奈川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水道2級 水産1級	○横内新橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5年を超える 期間で速やかに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産2級 農業用水	○当日大橋
	小石川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13.9.1 見直し	県告示第769号 H13.8.28	環境保全	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産3級 農業用水	○黒石橋
	栃山川	栃山川本流	河川C	3年	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産3級 農業用水	○色大橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川AA	直ちに達成	S46.5.25	閣議決定	自然環境保全	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川AA	直ちに達成	H21.4.1 見直し	県告示第11号 H21.1.9	水産1級 農業用水	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	河川A	直ちに達成	H21.4.1 見直し	県告示第11号 H21.1.9	水産2級 農業用水	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川A	直ちに達成	S50.1.1	県告示第1141号 S49.11.29	水道2級 水産1級	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水産3級 工業用水1級	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川B	直ちに達成	H2.4.1	県告示第192号 H2.3.2	農業用水	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	H29.4.1 見直し	県告示第89号 H29.2.24	農業用水	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川B	5年を超える 期間で可及 的速やかに 達成	H6.4.1	県告示第878号 H5.10.12	農業用水	○寄了橋
勝間田川	勝間田川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	○港橋	
太田川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水道2級 水産1級 農業用水	○二瀬(西)橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	水産2級 農業用水	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水道2級 水産1級 農業用水	○二瀬(東)橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川C	直ちに達成	H9.4.1 見直し	県告示第292号 H9.3.25	農業用水	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	河川A	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川AA	直ちに達成	R4.4.1 見直し	県告示第237号 R4.3.29	農業用水	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川B	直ちに達成	R6.4.1 見直し	県告示第150号 R6.3.5	農業用水	逆川橋 ○曙橋
天竜 川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼A	直ちに達成	H15.3.27	環境省告示第36号 H15.3.27	農業用水 工業用水1級	○ダム付
	天竜川(4)	早木戸川合流点(長野県)から鹿島橋まで(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く)	河川AA	直ちに達成	S47.4.6	環境庁告示第7号 S47.4.6	水道2級 農業用水 工業用水1級	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川(5)	鹿島橋より下流	河川AA	直ちに達成	H21.3.31 見直し	環境省告示第14号 H21.3.31	水産2級 農業用水	○掛塚橋
馬込 川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川B	直ちに達成	R5.4.1 見直し	県告示第205号 R5.3.28	農業用水	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	H10.4.1 見直し	県告示第319号 H10.3.27	農業用水	○白羽橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池3,467番地地先)と右岸(同市同区雄踏町宇布見字堀出9,549番地の3地先)を結んだ直線までの新川本流	河川C	5年を超える期間で速やかに達成	H9.4.1 見直し	県告示第292号 H9.3.25	環境保全	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川A	直ちに達成	R6.4.1 見直し	県告示第150号 R6.3.5	農業用水	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸(浜松市浜名区細江町気賀字北嶋2,736番地地先)と右岸(同市同区同大字字人鳥居5,463番地の14地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級 農業用水	東川橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸(浜松市中央区富塚町字佐鳴湖19,219番地の12)の西南端と右岸(同市同区同町同字19,204番地の14)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼B	5年を超える期間で速やかに達成	H9.4.1 見直し	県告示第292号 H9.3.25	水産3級 環境保全	湖心 ○拓希橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点(以下、同じ)

(2) 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
伊豆 水域	伊豆沿岸海 域	千歳川右岸(熱海市泉元門川分字 山下1番地の1の1地先)から伊豆 大瀬崎灯台(北緯35度1分6秒、 東経138度47分30秒)に至る陸岸 の地先海域	海域A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水産1級 水浴 自然環境保全	○神奈川原崎沖 ○熱海港中央 ○網走港中央 ○網走港沖 ○伊勢港中央 ○伊勢港中央 ○下田港中央 ○下田港中央 ○下田港中央 ○下田港中央 ○下田港中央
奥 駿 河 湾 水 域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径700m の円弧及び陸岸により囲まれた海 域	海域C	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	環境保全	○C-1 ○C-2 ○C-3
	田子の浦地 先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径 1,700mの円弧及び陸岸により囲ま れた海域であって田子の浦港に係 る部分を除いたもの	海域B	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産2級	○B-1 ○B-2 ○B-3
	田子の浦地 先海域(乙)	富士川河口右岸から昭和第三放水 路河口右岸に至る陸岸の地先海域 であって田子の浦港及び田子の浦 地先海域(甲)に係る部分を除いた もの	海域A	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産1級	○A-1 ○A-2 ○A-3
	奥駿河湾	清水灯台(北緯35度0分24秒、東 経138度32分0秒)と伊豆大瀬崎 灯台(北緯35度1分6秒、東経138 度47分30秒)を結んだ直線及び陸 岸により囲まれた海域のうち、清 水港昭和46年5月25日閣議決定 により定められた田子の浦港、田 子の浦地先海域(甲)及び田子の浦 地先海域(乙)並びに沼津港外港及 びその前面海域を除く海域	海域A	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級 水浴	○富川沖 ○由比川沖 ○I. B. P ○H(ノ)沖 ○原沖 ○志下沖 ○狩野川河口沖
	清水港	清水真崎灯台(北緯35度1分0秒、 東経138度31分6秒)と清水港興 津防波堤灯台(北緯35度2分6秒、 東経138度31分6秒)を結んだ直 線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	工業用水 水浴	○山見崎頭沖
	沼津港外港 及びその前 面海域	狩野川の右岸側の導流堤(沼津市 本字千本港口1,901番地の27地 先)の先端を中心とする半径500m の円弧、沼津港外港の埠頭及び陸 岸により囲まれた海域	海域B	5年	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級	○沼津新港 前面海域



水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日な ど	利水目的	測定地点
西 駿 河 湾 水 域	用宗漁港	東防波堤(静岡市駿河区広野2, 261 番地の4 地先) 同防波堤南端と西防波堤(同市同区用宗1, 941 番地の5 地先, 計画されているものを含む)南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050 号 S48. 11. 20	水産2級	○用宗漁港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台(北緯34度35分33秒、東経138度13分44秒)に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050 号 S48. 11. 20	水産1級 水浴	○久能沖 ○高松沖 ○右衛門沖 ○焼津漁港沖 ○新井川沖 ○御前崎沖 ○御前崎港中央
	焼津漁港	焼津地区外港第1 埠頭護岸(焼津市中港町1, 219 番地地先) 東端と沖南防波堤(計画されているものを含む)北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤(同市石津字浜町原2, 245 番地の56 地先)北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050 号 S48. 11. 20	水産2級	○焼津漁港 焼津地区港中央 ○焼津漁港 小川地区港中央
	大井川港	北防波堤(焼津市利右衛門地先) 同防波堤東端と南防波堤(同市飯淵地先, 計画されているものを含む) 東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第1050 号 S48. 11. 20	水産2級	○大井川港中央
遠水 州 灘 域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点(湖西市白須賀字宿南2, 336 番地地先)に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第1141 号 S49. 11. 29	水産1級 水浴	○新野川沖 ○菊川沖 ○太田川沖 ○飯沼沖 ○兵名沖 ○愛知磯崎沖
浜 名 湖 水 域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	湖上 ○湖心 ○新所 気賀 ○新居 御崎 新島
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5, 962 番地の10 地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2, 503 番地の30 地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	○鷺津
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ499 番地の2 地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山874 番地の1 地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級	○松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級	○猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市中央区白洲町字村上3, 834 番地の1 の堤塘敷の南端と同市同区古人見町3, 003 番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級 水浴	○白洲
	宇布見湾	新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池3, 467 番地地先)と右岸(同市同区姫踏町宇布見字堀出9, 549 番地の3 地先)を結んだ直線、同市同区同大字宇曾祢地先の埋立地の西端(同市同区同大字宇曾祢9, 201 番地の47 の西端から護岸堤防に沿って西へ約480m の地点)と同市同区舞阪町舞阪字上土2, 699 番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第510 号 S47. 6. 23	水産2級	○塩田

(3) 全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

水域	類型	環境基準	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜名湖(イ) (別記1の水域)	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○新居 ○新場
浜名湖(ロ) (別記2の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○湖心 ○新所 ○猪鼻湖
浜名湖(ハ) (別記3の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○白洲 ○雄踏
佐久間ダム貯水池 (佐久間湖)	湖沼Ⅳ (全窒素 を除く)	全燐 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ダムサイト

別記

1 (浜名湖(イ))

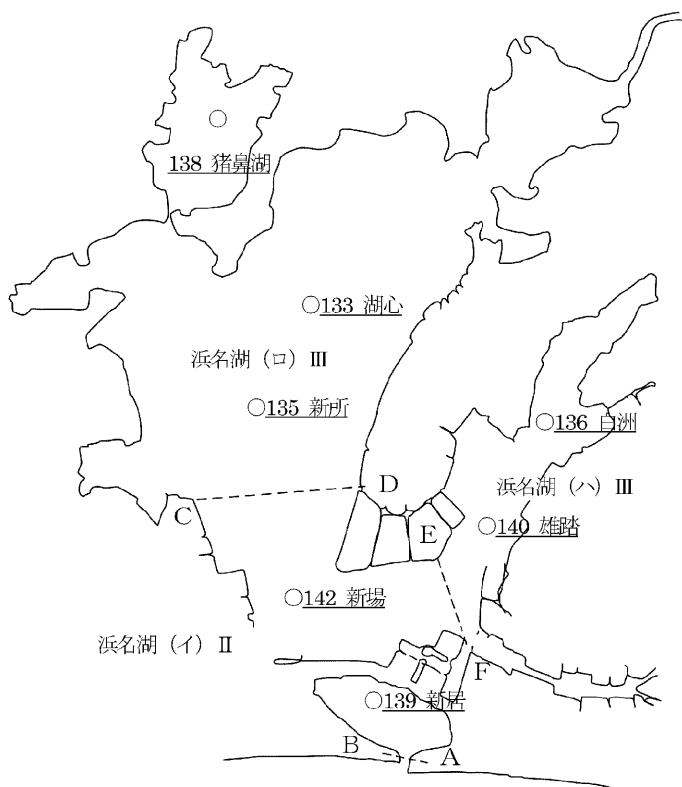
今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪) (A) と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居) (B) を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津) (C) と御座橋の南端(浜松市中央区村櫛町) (D) を結んだ直線、浜松市中央区村櫛町字臨海5534番地の東南端(E) と浜松市中央区舞阪町舞阪字十下2697番地1の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

2 (浜名湖(ロ))

富士紡三角点(湖西市鷺津) (C) と御座橋の南端(浜松市中央区村櫛町) (D) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

3 (浜名湖(ハ))

浜松市中央区村櫛町字臨海5534番地の東南端(E) と浜松市中央区舞阪町舞阪字十下2697番地1の北端(F) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域



## (4) 水生生物に係る環境基準の類型

## ア 河川及び湖沼

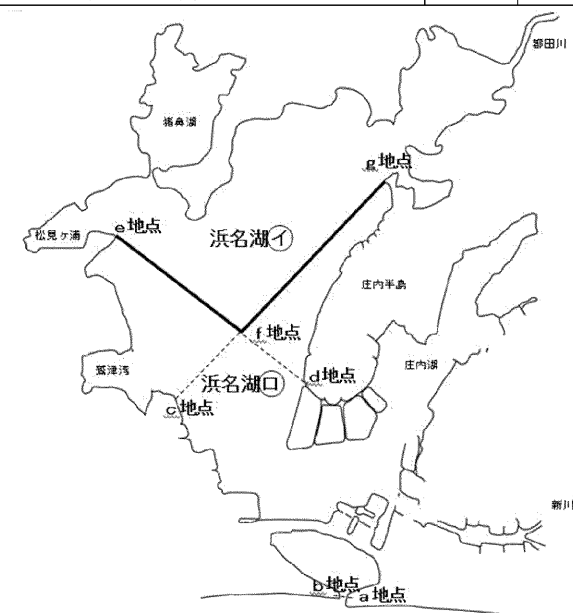
水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○渚橋
	河津川	河津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○館橋
	稲生沢川	稲生沢川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○新下田橋 落合浄水場
	青野川	青野川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○加叺橋 石井橋
	白田川	白田川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○しらなみ橋 落合橋
鮎水 沢川域	鮎沢川	鮎沢川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○県境 ○竹の下えん堤
狩野 川水 域	狩野川上流	瑞祥橋より上流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○瑞祥橋
	狩野川中流	瑞祥橋から神島橋まで	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○人仁橋
	狩野川下流	神島橋より下流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	↑歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○あゆつぼの滝
	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○黄瀬川橋
	大場川上流	出逢橋から上流の大場川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○出逢橋
	大場川下流	出逢橋から下流の大場川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	月見橋 ○塚本橋
	来光川上流	大土肥橋から上流の来光川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○大土肥橋
	来光川下流	大土肥橋から下流の来光川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○蛇ヶ橋
田子 の浦 水域	潤井川	潤井川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼川上流	昭和第二放水路分岐点から上流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○井山六橋
	沼川下流	昭和第二放水路分岐点から下流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川水 域	富士川下流	笛吹川合流点(山梨県)より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示80号 H21. 11. 30	北松野 ○富上川橋
	芝川上流	横手沢橋から上流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○横手沢橋
	芝川下流	横手沢橋から下流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○芝富橋
奥駿 河湾 水域	巴川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町2丁目9番地の1地先)と右岸(同市清水区清開1丁目173番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興津川上流	八幡橋から上流の興津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○八幡橋
	興津川下流	八幡橋から下流の興津川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第812号 H22. 12. 17	○浦安橋

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○ぺったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○横内新橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○当目大橋
	小石川	小石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○黒石橋
	栃山川	栃山川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○一色大橋
大井 川水 域	大井川上流	駿遠橋より上流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○富士見橋
榛南 小笠 水 域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	堂川橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○湊橋
	湯口川	湯口川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○港橋
太田 川水 域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○二瀬橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○一瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	湖沼生物 A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○ダム付近
	天竜川上流	鹿島橋より上流(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)に係る部分を除く)	生物A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川下流	鹿島橋より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○白羽橋
浜名湖 水域	新川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池 3, 467 番地地先)と右岸(同市同区雄踏一丁目 102 番地の 1 地先)を結んだ直線までの新川本流 <sup>※1</sup>	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○志都呂橋
	伊佐地川	内山橋から上流の伊佐地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○中之谷橋
	都田川	都田川の河口の左岸(浜松市浜名区細江町気賀字北嶋 2, 736 番地地先)と右岸(同市同区同大字字大鳥居 5, 463 番地の 14 地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○東川橋 ○落合橋
	佐鳴湖	新川の左岸(浜松市中央区富塚町字佐鳴湖 5, 191 番地)の西南端と右岸(同市同区同町同字 5, 208 番地の 3)の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼生物 B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○湖心 ○拓希橋

## イ 海域

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日 など	測定地点
浜名湖 水域	浜名湖①	浜名湖(全域。ただし、浜名湖②に係る部分を除く。)	生物A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○湖心 ○松見ヶ浦 ○猪鼻湖
	浜名湖②	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪)(a)と今切口の西導流堤の基部(湖西市新居町新居)(b)を結んだ直線、富士紡三角点(湖西市鷺津)(c)と鳥冠岩三角点(浜松市中央区館山寺町)(g)を結んだ直線と御産橋の南端(浜松市中央区村楡町)(d)と正太寺鼻の東端(湖西市入川)(e)を結んだ直線の交点(f)と正太寺鼻の東端(e)を結んだ直線、同交点(f)と鳥冠岩三角点(g)を結んだ直線及び沿岸により囲まれた海域	生物 特A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○新所 ○新居 ○新場 ○鷺津 ○白洲 ○塩田



## 2 生活環境の保全に関する環境基準について

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの  
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 7 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については  
 大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。  
 8 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	水域 類型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 4 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用水  
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 7 水産 1 級、2 級及び 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。  
 8 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。  
 9 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。  
 10 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 4 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 6 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

(注) 基準値は、年間平均値とする。



(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴、自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されな いこと。	水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 5 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。  
 6 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

(注) 基準値は、日間平均値とする。

## Ⅱ 地下水の水質測定計画



# 令和6年度 地下水の水質測定計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項及び第2項の規定により、静岡県内の区域に属する地下水の水質の状況を測定するための必要な事項を定めたものである。

## 2 測定期間

令和6年4月から令和7年3月までとする。

## 3 測定地点

### (1) 環境モニタリング

地点選定方法は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表1、位置図は別図1のとおりである。

測定機関	地点選定方法
国土交通省	継続的な水質の状況を把握するため1地点で実施する。
静岡県	県域を10kmメッシュに区切り、メッシュ2つを1グループ（A面、B面）とし、各メッシュ内を2年に1度、1地点以上で選定する（別図1）。選定に当たっては、10kmメッシュをさらに4分割した5kmメッシュ（サブメッシュ）内で行い、8年間で時計回りに一巡するローリング方式とする（令和6年度はB面右上のサブメッシュ）。
静岡市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の1地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。
浜松市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考に、人口密度の高いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね4年間で一巡するローリング方式とする。
沼津市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とするが、各メッシュに含まれる市域の面積に偏りがあるため、居住地の多いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね4年間で一巡するローリング方式とする。
富士市	県が定めた10kmメッシュ（別図1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の1地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。

### (2) 定点モニタリング

これまでの調査で地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日付け環境庁告示第10号。以下「環境基準」という。）を超過した地域で、継続的な水質の状況を把握するために汚染地点及び対照地点（非汚染）で実施する。

測定地区の変更は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表1、位置図は別図2のとおりである。

測定機関	R5年度 地区数	R6年度 地区数	増減	地区数変更の内容
静岡県	20	20	0	
静岡市	4	4	0	
浜松市	8	7	- 1	曳馬地区の削除
沼津市	4	4	0	
富士市	3	3	0	
計	39	38	0	

### (3) 汚染井戸周辺調査

環境モニタリングの結果等で、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、汚染範囲等を確認するために実施する。

## 4 測定項目

### (1) 環境モニタリング

地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目のうち、アルキル水銀を除く 27 項目とする。

### (2) 定点モニタリング

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

### (3) 汚染井戸周辺調査

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

## 5 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

## 6 測定回数

別表 1 に記載された回数を測定する。

## 7 測定機関

国土交通省、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の 6 機関で実施する。

## 8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月の 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

## 9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果を年 1 回以上公表するものとする。

## 10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

## 令和6年度 地下水の水質測定計画総括表

( ) 県実施分

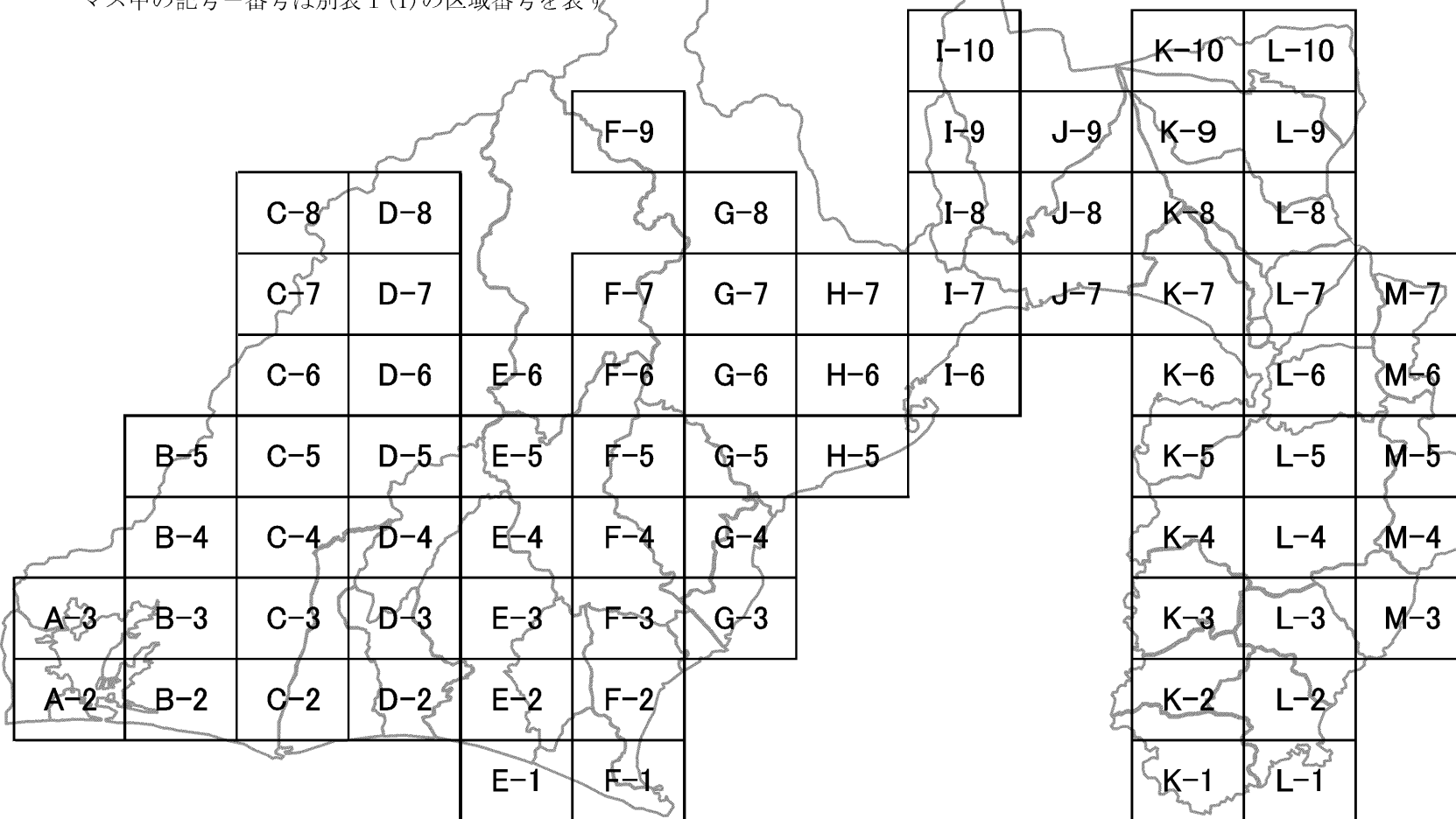
調査区分	測定地点数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング	41 (16)	1,107 (432)	国土交通省、静岡県、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング	133 (71)	399 (90)	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	174 (87)	1,506 (522)	



# 別図1 環境モニタリング

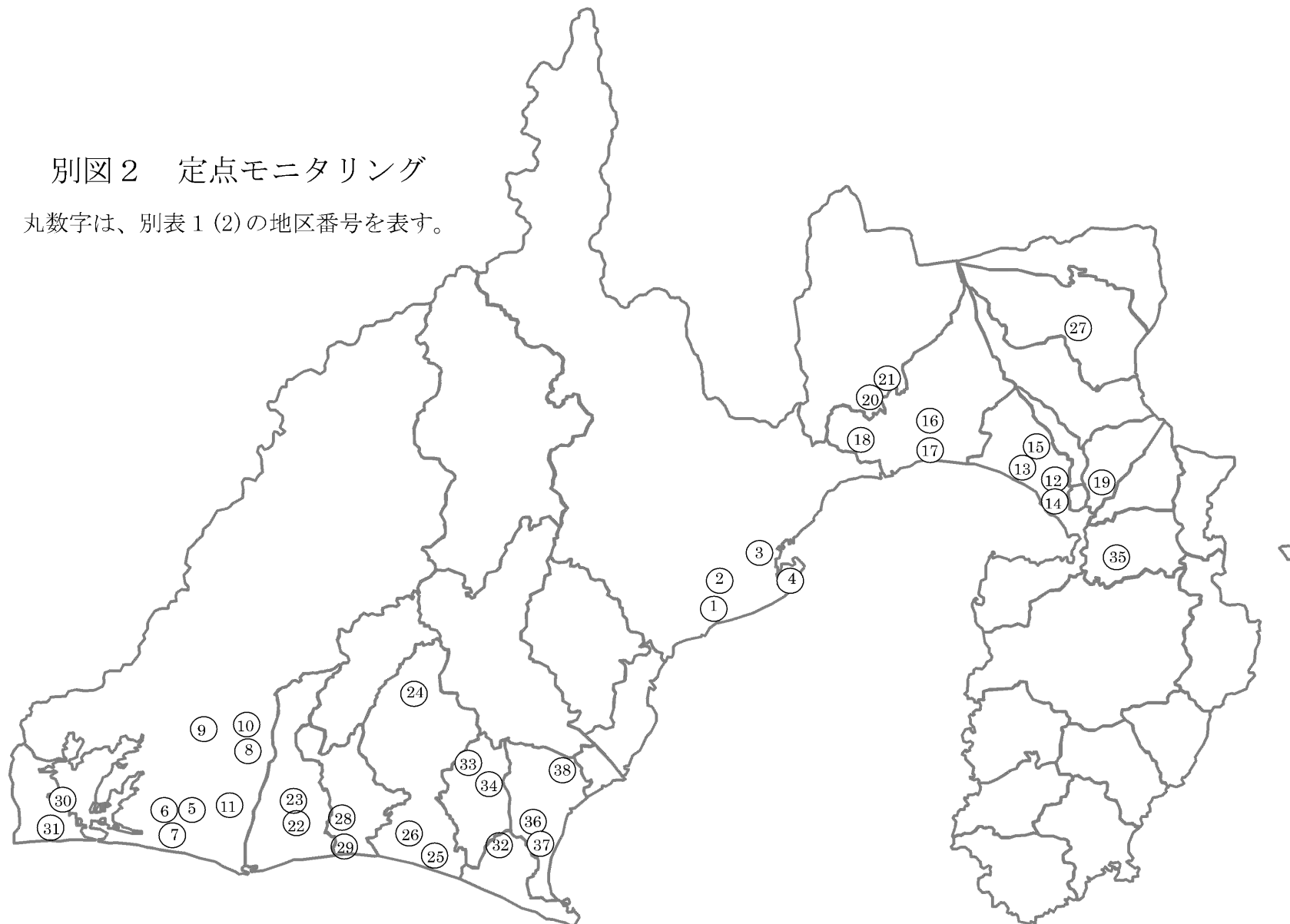
(10km メッシュ)

マス中の記号－番号は別表1(1)の区域番号を表す



## 別図2 定点モニタリング

丸数字は、別表1(2)の地区番号を表す。



## 別表1

## 令和6年度地下水の測定計画

## (1) 環境モニタリング

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
A-3	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈	浜松市	測定回数 1回/年
B-2	浜松市中央区雄踏町宇布見	浜松市	測定項目 下記27項目
B-2	浜松市中央区下池川町	浜松市	カドミウム、全シアン、鉛
B-3	浜松市中央区小豆餅四丁目	浜松市	六価クロム、砒素、総水銀
B-3	浜松市中央区花川町	浜松市	PCB、ジクロロメタン
C-2	浜松市中央区東町	国土交通省	四塩化炭素、クロロエチレン
C-2	浜松市中央区上西町	浜松市	1,2-ジクロロエタン
C-3	浜松市浜名区中瀬	浜松市	1,1-ジクロロエチレン
C-3	浜松市浜名区内野	浜松市	1,2-ジクロロエチレン
C-3	磐田市上神増	静岡県	1,1,1-トリクロロエタン
C-4	浜松市天竜区両島	浜松市	1,1,2-トリクロロエタン
C-6	浜松市天竜区佐久間町中部	浜松市	トリクロロエチレン
C-7	浜松市天竜区水窪町奥領家	浜松市	テトラクロロエチレン
C-8	浜松市天竜区水窪町奥領家	浜松市	1,3-ジクロロプロペン
D-2	袋井市豊沢	静岡県	チウラム、シマジン、ベンゼン
E-1	菊川市河東	静岡県	チオベンカルブ、セレン
E-3	掛川市日坂	静岡県	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
F-2	牧之原市細江	静岡県	ふっ素、ほう素
F-4	藤枝市宮原	静岡県	1,4-ジオキサン
G-3	焼津市一色	静岡県	

区域番号	地点名	調査担当機関	測定内容
G-5	静岡市葵区羽鳥	静岡市	測定回数 1回/年
G-6	静岡市葵区西ヶ谷	静岡市	測定項目 下記27項目
G-7	静岡市葵区俵沢	静岡市	カドミウム、全シアン、鉛
H-5	静岡市駿河区国吉田	静岡市	六価クロム、砒素、総水銀
I-9	富士宮市上井出	静岡県	PCB、ジクロロメタン
J-7	富士市宮島	富士市	四塩化炭素、クロロエチレン
J-8	富士市入山瀬	富士市	1,2-ジクロロエタン
K-1	賀茂郡南伊豆町二條	静岡県	1,1-ジクロロエチレン
K-3	賀茂郡西伊豆町大沢里白川	静岡県	1,2-ジクロロエチレン
K-5	沼津市戸田	沼津市	1,1,1-トリクロロエタン
K-7	沼津市井出	沼津市	1,1,2-トリクロロエタン
K-7	沼津市平町	沼津市	トリクロロエチレン
K-7	沼津市原	沼津市	テトラクロロエチレン
K-8	沼津市足高	沼津市	1,3-ジクロロプロペン
K-9	御殿場市印野	静岡県	チウラム、シマジン、ベンゼン
L-2	賀茂郡河津町縄地	静岡県	チオベンカルブ、セレン
L-4	伊豆市筏場	静岡県	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
L-6	沼津市下香貫	沼津市	ふっ素、ほう素
L-8	御殿場市神山	静岡県	1,4-ジオキサソ
M-5	伊東市湯川	静岡県	
M-7	熱海市泉元宮下分	静岡県	
計	41地点		延べ 1,107検体

(2) 定点モニタリング

地区番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
1	静岡市	新川	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
2	静岡市	古庄	○		1	砒素	静岡市
				○	1		
3	静岡市	七ツ新屋	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
			○		1		
4	静岡市	三保	○		1	四塩化炭素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
5	浜松市	北部	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
6	浜松市	高塚	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素 ほう素	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
7	浜松市	小沢渡	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
8	浜松市	小松	○		1	全シアン 六価クロム クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
9	浜松市	三方原	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
			○		1		
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
10	浜松市	平口	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
				○	1		
				○	1		
11	浜松市	子安	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	浜松市
				○	1		
				○	1		
12	沼津市	大岡	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
13	沼津市	沼津駅周辺	○		1	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
14	沼津市	下香貫	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	沼津市
				○	1		
				○	1		
15	沼津市	足高	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
				○	1		
16	富士市	柳島	○		4	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	富士市
				○	4		
				○	4		
17	富士市	鮫島	○		4	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
				○	4		
				○	4		
18	富士市	中之郷	○		4	四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
			○		4		
				○	4		
				○	4		
19	三島市	中郷	○		1	六価クロム	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
20	富士宮市	貫戸	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
21	富士宮市	山本	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
22	磐田市	東貝塚	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
23	磐田市	富丘	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
24	掛川市	大和田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
25	掛川市	国安	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
26	掛川市	大淵	○		1	ふっ素	静岡県
				○	1		
				○	1		
27	御殿場市	杉名沢	○		1	クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	静岡県
				○	1		
			○		1		
				○	1		

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
28	袋井市	南部	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
29	袋井市 ・磐田市	湊・豊浜	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
30	湖西市	鷺津 ・吉美	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
31	湖西市	白須賀	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
32	御前崎市	上朝比奈 ・新野	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
33	菊川市	本所	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
34	菊川市	牛淵 ・小沢 ・神尾	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
35	伊豆の国市	神島	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
36	牧之原市	菅ヶ谷	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
37	牧之原市	鬼女新田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
38	牧之原市	静波	○		1	テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
計	15市町	38地区			133 地点	延べ 399 検体	静岡県 71地点 90検体 静岡市 10地点 21検体 浜松市 30地点 126検体 沼津市 12地点 38検体 富士市 10地点 124検体

(注) 汚染：環境基準を超過した地区の代表的な地点  
対照：環境基準を超過した地区の下流部で汚染の広がりを監視する地点

別表2 地下水の水質測定方法等

(参考)地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)別表

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102の65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてはハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200m <sup>1</sup> に硫酸10m <sup>1</sup> 、りん酸60m <sup>1</sup> 及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250m <sup>1</sup> を混合し、水を加えて1,000m <sup>1</sup> としたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>



別表3 地下水の水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)		( )			
調査区分		環境モニタリング		定点モニタリング	
区域番号又は地区番号					
井戸所在地					
井戸名					
井戸の言	井戸深度(m)				
	浅井戸深井戸の別	浅井戸		湧水 深井戸	
	用途	水道水源	一般飲用	生活用	工業用 その他
採水年月日				環境基準値	報告下限値
水温(℃)				(mg/L)	(mg/L)
環境 基準 項目	カドミウム			0.003 以下	0.0003
	全シアン			検出されないこと	0.1
	鉛			0.01 以下	0.005
	六価クロム			0.02 以下	0.01
	砒素			0.01 以下	0.005
	総水銀			0.0005 以下	0.0005
	P C B			検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン			0.02 以下	0.002
	四塩化炭素			0.002 以下	0.0002
	クロロエチレン			0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン			0.001 以下	0.0001
	1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下	0.01
	1,2-ジクロロエチレン			0.04 以下	0.004
		シス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.002
		トランス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.002
		1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	0.0005
		1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	0.0006
		トリクロロエチレン		0.01 以下	0.001
		テトラクロロエチレン		0.01 以下	0.0005
		1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	0.0002
		チウラム		0.006 以下	0.0006
		シマジン		0.003 以下	0.0003
		チオベンカルブ		0.02 以下	0.002
		ベンゼン		0.01 以下	0.001
		セレン		0.01 以下	0.002
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 以下	0.02
		硝酸性窒素		—	0.01
	亜硝酸性窒素		—	0.01	
	ふっ素		0.8 以下	0.08	
	ほう素		1 以下	0.1	
	1,4-ジオキサン		0.05 以下	0.005	

注1 濃度単位は全てmg/Lとする。

注2 データの記載方法：報告下限値未満はNDと記載しないこと。

(例：<0.001又は0.001未満と記載する。)

注3 濃度の有効数字は2桁とし、3桁目を切り捨てる。

(例：報告下限値0.001の場合：0.0123→0.012)

令和6年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2253

FAX 054-221-3665